

令和7年度

図書館年報

柏市立図書館

令和7年度

図書館年報

柏市立図書館



# 目 次

1	年表	1
2	令和6年度の図書館利用	9
3	図書館の概要	12
4	サービスの概要	18
5	図書館システム	23
6	図書館の組織	24
7	令和6年度予算	26
8	令和6年度事業概要	28
9	目で見る統計	37
10	統計表一覧	42
11	逐次刊行物について	53
12	法規関係	62
1	社会教育法	62
2	図書館法	74
3	図書館法施行令	78
4	図書館法施行規則	79
5	子どもの読書活動の推進に関する法律	85
6	文字・活字文化振興法	87
7	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	89
8	柏市立図書館条例	93
9	柏市立図書館条例施行規則	95
10	柏市立図書館資料等複製物提供要領	98
11	柏市身体障害者等資料貸出要領	99
12	図書館資料選定会議設置要領	100
13	柏市立図書館団体貸出取扱要領	101
14	柏市立図書館寄贈資料に関する取扱い基準	102
15	柏市立図書館貸出停止基準	104
16	柏市立図書館利用者用インターネットパソコン利用規約	105
17	柏市立図書館無線LANサービス利用規約	107
18	柏市立図書館資料収集方針	110
19	柏市立図書館資料除籍基準	113
20	柏市立図書館マンガ取扱基準	115

急速な社会経済状況の変化や価値観の多様化などを背景に、いま図書館の社会的役割が問われていると考えます。柏市教育委員会では市民の皆さまと議論を重ね、平成31年2月に、今後の図書館像や運営のための理念や方針を示す「柏市図書館のあり方」を策定しました。今後は、この理念や方針に基づき、その実現に取り組んでまいります。

## 柏市図書館のあり方

### 基本理念

学ぶこと(学び)、分かちあうこと(共有)、創りだすこと(創造)を支え、

「ひと」と地域を育みます

#### 背景

- ・多様化する価値観や課題の顕在化
- ・社会経済環境の大きな変化

#### 方針

**学び**  
生涯を通じて学び、生きる力を獲得することを支えます

#### 共有

資料・知識・経験等の共有と学び合いの場を提供し、ゆるやかなつながりを育みます

#### 創造

新しい価値を生み出す創造的な活動を支え、ひとづくり・地域づくりを育みます

#### 子ども

- ・未来を担う子どもたちが幸せに生きる力を持つことを支えます
- ・学校と連携し、学校図書館を支えます

#### つながり

- ・コミュニティ活動の接点となり、ゆるやかなつながりを育みます
- ・公共の担い手やつなぎ手となる人材の活動を支えます

#### 地域

- ・地域を知ることや地域づくりを支えます
- ・地域資料の保存と活用を図ります

#### 理念

学ぶこと、分かち合うこと、創りだすことを支え、「ひと」と地域を育みます

## 基本方針

### 1. 学び

#### 生涯を通じて学び、生きる力を獲得することを支えます

長寿社会においては、生涯を通じて学び、必要な新しい知識や技能を習得することが求められます。加えて、予測困難で複雑な社会の中で、図書館は、将来について考えるための情報に触れ、人生の可能性を広げ、生きる力や幸せをつかむ力を養うため、ひとりで学び、他者と学び合える環境を提供します。

### 2. 共有

#### 資料・知識・経験等の共有と学び合いの場を提供し、ゆるやかなつながりを育みます

図書館は、保有する資料を市民全体で共有することはもちろん、個人がそれぞれ持つ知識や経験を共有する役割や、学び合いと創造的な活動の成果を共有する役割を担います。これらの活動を通じて市民のゆるやかなつながりを育みます。

### 3. 創造

#### 新しい価値を生み出す創造的な活動を支え、ひとつづくり・地域づくりを育みます

多様な資料と市民が持つ様々な情報や知恵が集まる図書館で、人と情報、人と人が出会い、学び合うことで新しい価値を創造することを支援します。そしてこの創造的な活動は「ひとつづくり」につながり、生み出される様々な新しい価値は、地域をより良いものにしていくと考えます。

\*ここで紹介しました「柏市図書館のあり方」は冒頭の部分のみとなっています。全体版については、次の市ホームページからご覧ください。

<https://toshо.city.kashiwa.lg.jp/about/PDF/management/20190222arikata.pdf>



# 1 年表

昭和29年 4月	柏町立図書館設立（柏町公民館に併設）寺村紘二（教育長）初代図書館長兼務となる 柏町立図書館設置条例公布 柏町立図書館規則公布
5月	柏町立図書館開館
7月	館外貸出開始
9月	東葛市制施行
11月	東葛市立図書館に改称 柏市制施行に伴い柏市立図書館に改称
昭和30年 5月	第1回利用者の集い開催
昭和31年 4月	平塚秋司（教育長）図書館長兼務となる 貸出文庫開始
昭和32年 2月	石井清（社会教育課長）図書館長兼務となる 土公民館図書室開館
7月	富勢出張所内に「富勢公民館図書室」を設置
9月	光ヶ丘出張所内に「光ヶ丘文庫」を設置
12月	県立移動図書館（光ヶ丘ステーション）開設
昭和35年10月	中央公民館建設委員会結成
昭和36年 4月	田中公民館文庫開始
昭和37年 1月	中央公民館竣工 旧公民館から中央公民館に移転
昭和40年 2月	館報かしわ創刊号発行
4月	斎藤吉永（中央公民館長）図書館長兼務となる
昭和41年 1月	児童図書コーナー開設
11月	県立移動図書館（豊四季団地ステーション）開設
昭和42年 4月	図書寄贈者25名に感謝状贈る
昭和43年11月	お昼の読書会開設
昭和45年11月	お昼の読書会主催「市民古典講座」開講
昭和46年 8月	移動図書館「かしわ号」1号車運行
昭和47年 8月	古谷武雄（教育次長）図書館長兼務となる 中央公民館から法務局柏出張所庁舎跡に移転
9月	移動図書館第2号車を「なかよし号」と公募で決定
11月	野口重利（中央公民館長）図書館長兼務となる

昭和48年	5月	柏市立図書館規則全部を改正
	6月	第1回図書館協議会開催
	10月	稻飯忠正図書館長就任
	11月	日本図書館協会へ柏市における図書館計画の策定を委託
昭和49年	10月	柏市立図書館豊四季台分館が開館
	12月	新館建設工事着工
昭和50年	4月	近藤三郎図書館長就任
	10月	新館建設工事竣工
昭和51年	3月	新館開館(柏プラネタリウム図書館内に開設)
	4月	図書選定委員会発足
昭和52年	3月	柏市立図書館豊四季台分館を拡張改装
	4月	石井和人図書館長就任
		柏市立図書館資料複製物の提供に関する要綱の制定
昭和53年	4月	鏑木力図書館長就任
昭和54年	5月	柏市立図書館田中分館、南部分館、西原分館が開館
	7月	読書室の利用を夏季期間中二部入替制とする
昭和55年	3月	図書館業務にコンピュータ導入(委託) オンラインによる貸出開始
	4月	峯川喜代治図書館長就任
	5月	柏市立図書館電子計算機取扱要綱を制定
		柏市立図書館永楽台分館、布施分館が開館
	10月	県教育功労表彰者として社会教育団体の部で柏市立図書館が受賞
	12月	大型移動図書館車「なかよし号」運行開始
昭和56年	4月	視聴覚ライブラリー、中央公民館へ移管
	5月	重度身体障害者への図書郵送貸出開始
昭和57年	1月	柏市立図書館増尾分館が開館
	5月	柏市立図書館光ヶ丘分館、新富分館が開館
	6月	移動図書館車の車庫を新設
	11月	柏市立図書館規則全部を改正
		ねたきり老人等身体に障害のある人への郵送貸出開始
昭和58年	3月	図書館本館に点字ブロックを設置
	4月	柏市立図書館高田分館、根戸分館が開館
昭和59年	2月	柏市立図書館図書除籍基準を制定
	10月	柏市立図書館新田原分館が開館
昭和62年	10月	柏市立図書館松葉分館、藤心分館が開館

昭和 6 3 年	4 月	鈴木国慈図書館長就任
	6 月	土南部小学校への学校訪問を開始
	11 月	柏市立図書館本館に利用者用の端末器「ケンサクくん」を設置
平成 元年	1 月	図書館の将来像プロジェクトチームが発足
	10 月	同上プロジェクト「新しい時代の図書館サービスを求めて」を報告 柏市立図書館全職員で構成する、担当別会議を発足 図書館計画施設研究所へ柏市の図書館計画を委託
平成 2 年	3 月	同上研究所「柏市のめざす図書館サービス 2001 計画」を報告
平成 3 年	1 月	盲目用録音物等発受施設に指定される
	3 月	第 3 次総合計画に図書館の整備が位置づけられる 4 万冊収容の保存庫を増築
	4 月	図書館本館で 19 時までの夜間開館を試行
	7 月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内全小学校へ配布開始
平成 4 年	4 月	大関隆次図書館長就任
	10 月	本館で夜間開館サービスを実施
平成 5 年	4 月	移動図書館「なかよし号」（三代目）を購入、運行開始
平成 6 年 1 2 月		レコードの貸出終了
平成 7 年	1 月	CD の貸出開始
	3 月	本館サッシ等取替工事完了
	7 月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内の全児童へ配布開始
	10 月	除籍図書を市民へ無償で配布する「リサイクルコーナー」を図書館本館に常設
平成 8 年	3 月	O C R からバーコードへ変更完了
平成 9 年	4 月	新中央館建築計画プロジェクトチーム発足
	9 月	全分館へのブックポスト設置完了
平成 11 年	4 月	立川誠一図書館長就任
	6 月	新中央館建設予備調査検討委員会を設置
平成 12 年	3 月	(仮称) 柏市立中央図書館建設予備調査報告書（案）を作成
	12 月	本館で排水管工事を実施
平成 13 年	3 月	O P A C （館内用蔵書検索機）の機種入れ替え及び各分館への導入
平成 14 年	4 月	柏市ホームページでインターネットによる図書館蔵書検索システムを開始
	5 月	ブックスタート事業を開始
	6 月	本館で空調設備全面改修工事完了
平成 15 年	9 月	移動図書館車「なかよし号」を廃止
平成 16 年	4 月	宮間健図書館長就任 月末の館内整理日を廃止、分館の平日 10:00 開館開始

平成 17 年	3月	沼南町との合併に伴い、沼南分館・高柳分館を加えた 16 分館体制へ
	4月	各分館におけるおはなし会の定期開催への試み開始
	8月	図書館だより再創刊 「てのひら」第一号発行
	10月	ブックスタートパック受け取り 1万組達成
平成 18 年	3月	旧沼南町域における移動図書館業務を終了
	4月	成島勉図書館長就任 子ども読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰
	11月	本館機能強化に係る検討報告書を作成
平成 19 年	1月	O P A C (館内用蔵書検索機) 予約開始
	3月	「新中央図書館・整備基本構想」策定 「柏市子ども読書活動推進計画」策定
	4月	全館祝日開館を開始 (以前は沼南地区のみ祝日開館を実施) 9分館を臨時職員のみで運営に
	9月	インターネット予約を開始
	10月	本館内に「シニアライフ応援コーナー」を開設
	11月	第1回図書館まつり開催
平成 20 年	1月	図書館ホームページの機能向上
	3月	「新中央図書館整備基本計画」策定
	4月	豊四季台分館を除く全分館を臨時職員のみで運営に
	5月	携帯電話用ホームページを開設 沼南分館内に学校図書配送コーナーを設置
	7月	柏市立図書館の運営理念及び運営方針を策定 文部科学省委託事業 (平成 20 年度地域の図書館サービス充実支援事業) を柏市図書館サービス充実支援実行委員会 (事務局 : 柏市立図書館) が受託 本館内に「緩和ケアを知る 100 冊コーナー」を開設
	8月	柏市立図書館こども図書館 (沼南庁舎内) が開館
	11月	第2回図書館まつり開催
	12月	ブックスタートパック受け取り 2万組達成
平成 21 年	1月	学校図書配送コーナーを沼南分館からこども図書館に移設
	5月	文部科学省委託事業 「“かしわ”版子ども読書ボランティアリーダー育成事業」を受託 (事務局 : 柏市立図書館)
	11月	第3回図書館まつり開催

平成22年	4月	鈴木宏晶図書館長就任
	10月	第4回図書館まつり開催
	11月	新システム稼働、ホームページ、インターネット予約等の利便性向上
	12月	指導課と共に「子ども司書会議」開催
平成23年	3月	東日本大震災の影響で14分館閉館（3月18日～31日）また、本館夜間開館（毎週水・木・金の17時から19時）を9月末まで休止
	4月	中山善太郎図書館長就任
	10月	第5回図書館まつり開催、「高校生グループ読書バトルINかしわ」開催
	11月	ブックスタートパック受け取り 3万組達成
平成24年	1月	国の地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金約800万）を活用して図書館本館2階新聞・雑誌コーナーを中心にリニューアル実施（1階CD架、参考資料室内の書架増設）
		本館内に「闘病記文庫」を開設
	4月	プラネタリウム事業を中央公民館から移管
	6月	柏市子ども読書活動推進計画（第二次）策定
		オンラインデータベース提供開始
	10月	第6回図書館まつり開催
	11月	「市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）」開催 「市内大学図書館見学ツアー及び知的書評合戦（ビブリオバトル）」開催
平成25年	2月	本館1階リニューアル実施（LED化、正面玄関前改修、児童室非常口新設、登録・相談コーナー新設、読書席増席等）
	8月	市内高等学校図書館担当者意見交換会開催
	12月	リサイクル本市開催（第7回図書館まつり中止により単独開催） 「市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）チャンプ本賞」等市内書店POP展示開催
平成26年	3月	柏市立図書館条例施行規則一部改正
	4月	長妻敏浩図書館長就任
	7月	柏市立図書館条例施行規則一部改正の一部改正
	10月	第8回図書館まつり開催 貸出延長サービス実施、貸出停止実施 本館リニューアル実施（エレベータ改修）
平成27年	3月	本館リニューアル実施（高圧受変電設備取替）
	4月	司書有資格者による「司書補助員」採用開始
	7月	本館会議室を読書席に一時開放開始
	9月	第9回図書館まつり開催
	11月	図書館システム機器入替え実施、スマートフォン用ホームページを開設
	12月	柏市立図書館条例施行規則一部改正

平成 28 年	4月	諏訪部正敏図書館長就任
	5月	市民読書交流会試行実施
	7月	市民読書交流会開催
	8月	レファレンス協同データベースへの登録開始
	12月	ティーンズコーナー設置（本館こどものへや内） 本館リニューアル実施（本館外壁塗装及び屋上防水工事）
平成 29 年	1月	リサイクル本市開催（第 10 回図書館まつり中止により単独開催）
	3月	郷土行政資料電子化開始
	4月	小池久美子図書館長就任
	7月	夏休みしらべものカウンター設置
	10月	第 10 回図書館まつり開催 南部近隣センター市民ワークショップ開催（全 6 回、翌年 7 月まで）
	11月	ブックスタートパック受け取り 5 万組達成
平成 30 年	3月	学校図書館支援図書購入
	5月	郷土行政資料電子化資料図書館ホームページにて公開開始
	6月	本館 1 階多目的トイレにベビーチェア及びベビーシートを設置
	10月	第 11 回図書館まつり開催 豊四季台分館改修工事（床修繕）
	11月	空調の取り換え工事（本館 11 月～12 月）
平成 31 年	1月	本館 1 階トイレ改修工事（温水洗浄器付便座化）
	2月	「柏市図書館のあり方」策定
	3月	空調の取り換え工事（豊四季台分館）
	4月	本館改修工事（階段手摺取り付け）
令和 元年	6月	橋本賢一郎図書館長就任 本館エントランスにテラス席の設置を試行（翌年 2 月までに全 4 回実施）
	7月	マンデーライブラリーラボ開催
	10月	ドキドキ縄文体験 in 図書館開催 台風 19 号により臨時休館（10 月 12 日～13 日午後 1 時）
	11月	第 12 回図書館まつり開催 市内大学知的書評合戦（ビブリオバトル）開催
	12月	市内高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）開催 中学生おすすめ本展示プロジェクト開催
令和 2 年	2月	第 1 回交流型講演会開催 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、本館夜間開館中止、おはなし会等のイベント、プラネタリウム、会議室の貸出、閲覧席の間引き、短時間利用への協力を実施 *

3月	全館臨時休館（3月2日から）*
5月	南部分館のリニューアルオープン（5月7日から） 『柏のむかしばなし』の読み聞かせ動画を配信 返却資料の隔離措置開始 *
	臨時休館中の利用可能サービスを図書館ホームページでの資料検索・予約利用 状 況照会等のみに限定 *
6月	6月9日から制限付き開館（本館夜間開館、おはなし会等のイベント、プラネタリウム、会議室の貸出を除く）*
8月	おびコレ2020開催（本館8月、分館12月）
9月	本館2階（参考資料室・読書席）Wi-Fiサービス開始
10月	中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）をオンラインで開催 図書館システム入替に伴い臨時休館（10月19日～11月2日）
11月	図書館システムの更新（11月3日から） 図書館ホームページリニューアル 「はやぶさ2」に関する展示（柏プラネタリウム研究会連携事業）
	おはなし会の一部再開（豊四季台、田中、布施、藤心（にじいろ）、高柳）*
12月	「みんなが選ぶ絵本30選展」（柏インフォメーションセンター連携事業）
令和3年 1月	新型コロナウィルス感染症の再拡大のため、おはなし会を全館中止 *
2月	ららぽーと柏の葉北館に図書返却ポストを設置 高柳分館に地域情報コーナー（歴史・市民活動）を設置
3月	柏市立図書館資料収集方針の改訂
4月	五津和則図書館長就任 小学生新聞等を全館に配架（分館は1紙、本館は全5紙） 「ふるさと柏のむかしばなしマップ」巡回展示
6月	県民の日、地域資料の一斉展示 6月23日から本館夜間開館再開 *
	増尾分館に「高島野十郎コーナー」（地域情報コーナー）を設置
8月	マンデーライブラリーラボ開催 おびコレ2021開催（本館8月～9月、分館9月～10月）
10月	返却資料の隔離措置終了 * 中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）をオンラインで開催 *

令和4年	1月	おはなし会を再開 *
	2月	永楽台分館に「只見町情報コーナー」（地域情報コーナー）を設置
	4月	坂口園子図書館長就任
	7月	プラネタリウム投影再開 *
		おびコレ2022開催（本館7月～9月、分館9月～10月）
	8月	マンデーライブラリーラボ開催
	10月	中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）開催
令和5年	11月	図書館本館照明器具改修工事（照明LED化）
	1月	電子図書館サービス開始
	2月	本館トイレ改修工事（すべてのトイレを洋式化）
	5月	スマート登録、スマート貸出し
	7月	クラウドファンディングの実施（プラネタリウム投影機の大型修繕費用の一部） 夏休み調べもの相談カウンター設置 おびコレ2023開催（本館7月～9月、分館9月～10月）
	8月	マンデーライブラリーラボ開催
	10月	中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）開催
令和6年	12月	本館1階及び2階トイレ手洗自動水栓工事
	2月	プラネタリウム投影機のオーバーホールを実施
		豊四季台分館に「柏競馬場コーナー」（地域情報コーナー）を設置
	3月	本館に「音楽の街かしわコーナー」（地域情報コーナー）を設置
	7月	夏休み調べもの相談カウンター設置 おびコレ2024開催（本館7月～9月、分館9月～10月）
	8月	マンデーライブラリーラボ開催 サピエ図書館に加盟
		根戸分館に「高射砲連隊訓練棟コーナー」（地域情報コーナー）を設置 本館とこども図書館に「がん情報サービスコーナー」を設置
令和7年	10月	中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）開催 ららぽーと柏の葉本館に「図書館サービスポイント柏の葉」を開設
	12月	柏市子ども・子育て支援複合施設TeToTeに「本の広場」を開設
	2月	第2回交流型講演会開催
	3月	藤心分館に「カタクリ群生地コーナー」（地域情報コーナー）を設置

\* : 新型コロナウィルス感染症拡大防止に関する対応

2

## 令和6年度の図書館利用

総貸出冊数 (個人)



1,659,027 冊

総利用者数 (個人)

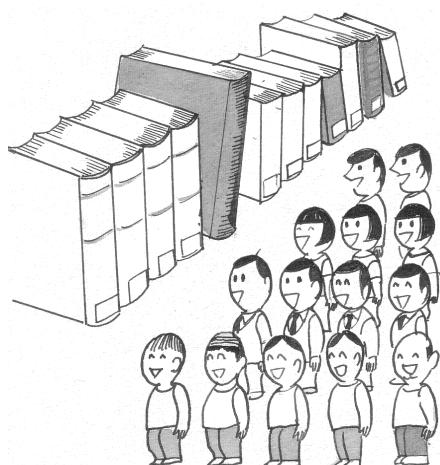


529,442 人

市民1人当たりの貸出冊数

総貸出冊数(個人)

人口

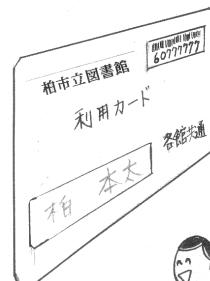


3.8 冊

登録率

登録者数(個人)

人口

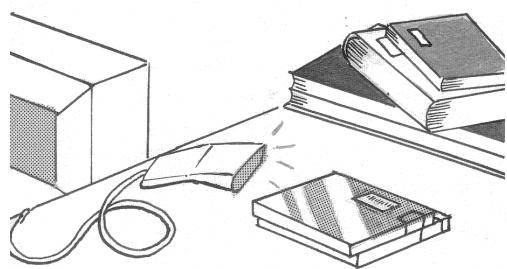


14.9%

## 貸出 1 回当たりの利用冊数

総貸出冊数(個人)

利用者数(個人)

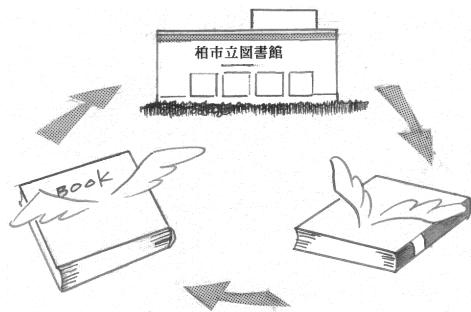


3.1 冊

## 蔵書回転数

総貸出冊数(個人)

蔵書冊数



2.1 回

## 市民1人当たりの蔵書冊数

蔵書冊数

人口



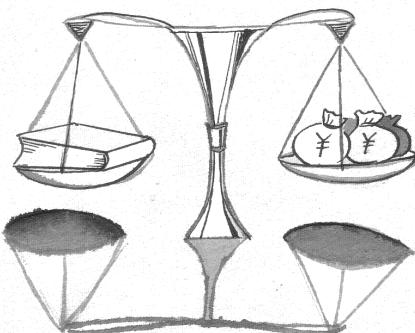
1.8 冊

## 市民1人当たりの資料購入費

資料購入費

人口

(決算ベース、資料購入費に書籍以外も含む)



150 円

指標の変遷（直近5年間）

項目	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 人口(各年度3/31付) (人)		434,734	431,203	434,156	435,633	437,716
B 総貸出冊数(冊)		1,367,400	1,813,164	1,755,130	1,680,664	1,659,027
C 総利用者数(人)		440,726	565,968	549,905	530,831	529,442
D 市民1人当たりの貸出冊数(冊) D = B / A		3.1	4.2	4.0	3.9	3.8
E 登録者数(人)		74,113	66,411	63,035	65,313	65,177
F 登録率(%) F = E / A		17.0	15.4	14.5	15.0	14.9
G 貸出1回当たりの利用冊数(冊) H = B / C		3.1	3.2	3.2	3.2	3.1
H 藏書冊数(冊)		881,187	855,270	840,217	806,064	791,975
I 藏書回転数(回) G = I / B		1.6	2.1	2.1	2.1	2.1
J 市民1人当たりの蔵書冊数(冊) K = I / A		2.0	2.0	1.9	1.9	1.8
K 資料購入費(決算額)(千円)		58,206	61,832	60,054	58,169	65,671
L 市民1人当たりの資料購入費(円) L = K / A		134	144	138	134	150

\* Lを除き、小数第2位四捨五入。

### 3 図書館の概要

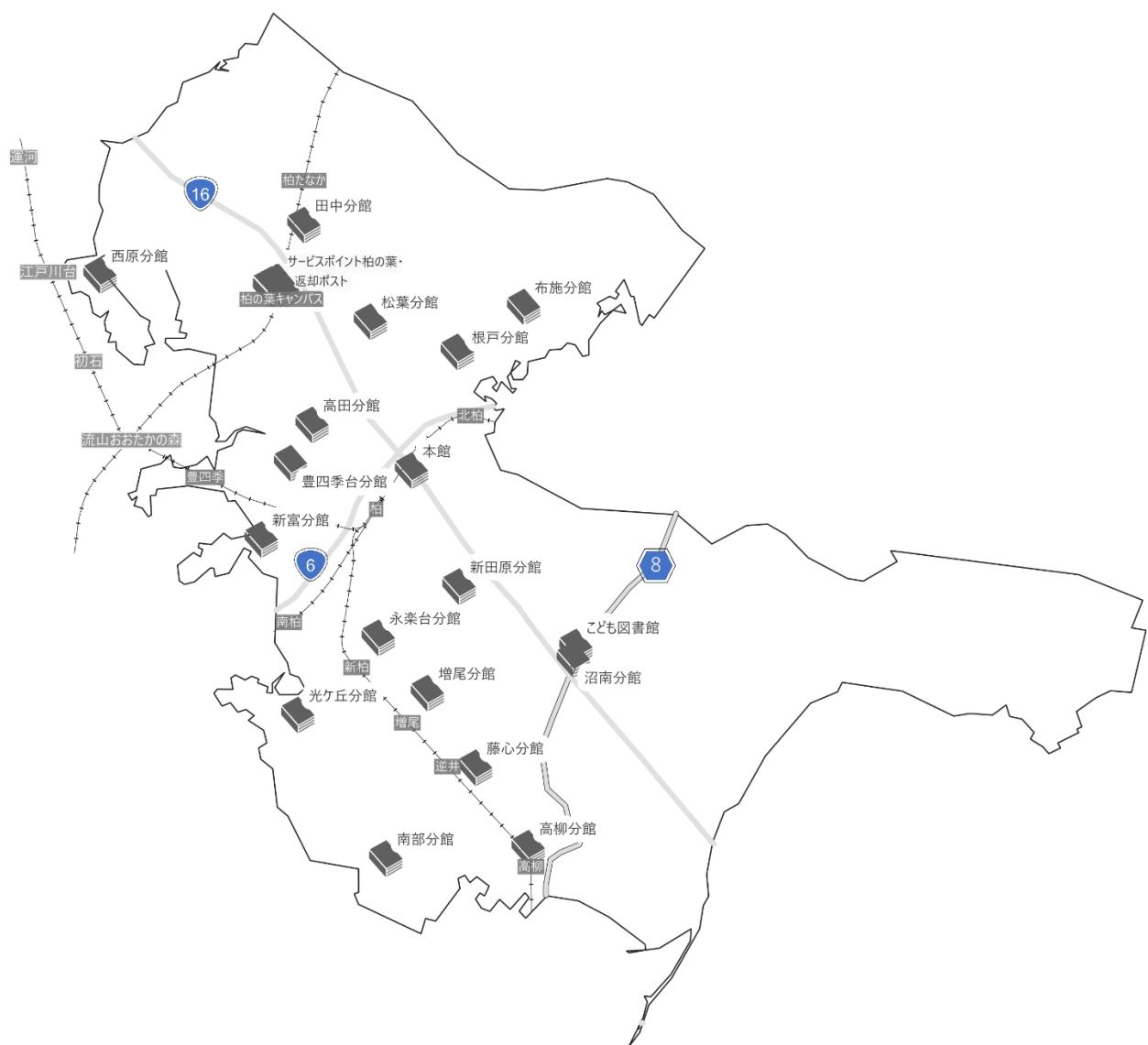
柏市の図書館は、昭和29年4月、当時の柏町公民館に併設された「柏町立図書館」に始まる。同年9月には、市制施行により「東葛市立図書館」となり、更に同年11月には、市の名称変更が行われ「柏市立図書館」となった。

昭和40年代に入ると、柏市は東京のベットタウンとして人口が急増したため、社会基盤の充実の一環として、日本図書館協会に図書館計画の策定を委託し、図書館網の整備に着手した。

昭和49年度には、豊四季台分館が開館、続く昭和50年度に現在の本館が竣工した。その後、昭和54年度から昭和62年度にかけて13館を設置し、現在の図書館運営の基盤となる図書館網計画が完成した。

平成17年3月には、沼南町との合併により2つの分館が加わり、本館と16分館の体制となった。さらに、平成20年8月には、沼南庁舎1階を改修し、17番目の分館として「こども図書館」が開館した。

令和6年10月には、ららぽーと柏の葉本館に「図書館サービスポイント柏の葉」を開設した。



## (1) 施設の概要

### ア 本 館

(敷地面積 2,234 m<sup>2</sup>)

階 別	名 称	面 積 (m <sup>2</sup> )
地 階	事 務 室	208.53
	作 業 室	21.81
	連 絡 車 庫	32.16
	保 存 書 庫	97.60
	郷 土 資 料 保 存 庫	12.30
	倉 庫	28.60
	マイクロ複写室 暗室等	19.58 50.00
1 階	児 童 貸 出 室	132.86
	一 般 貸 出 室	467.59
2 階	参 考 資 料 室	146.88
	プラネットリーム室	67.86
	読 書 室	108.90
	会 議 室 ( 1 )	36.63
	会 議 室 ( 2 )	48.90
屋 上	休 憩 コ 一 ナ 一	10.80
屋 上	屋 上	35.11
そ の 他		478.89
合 計		2,005.00
開館年月日		S 51. 3. 2

\*その他別棟保存庫 200 m<sup>2</sup>

### イ 分 館

分 館 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	開館年月日
豊四季台分館	198	S 49. 10. 22
田中分館	172	S 54. 5. 1
西原分館	105	S 54. 5. 1
南部分館	264	S 54. 5. 1
布施分館	196	S 55. 5. 21
永楽台分館	132	S 55. 5. 21
増尾分館	168	S 57. 1. 12
光ヶ丘分館	187	S 57. 5. 19
新富分館	165	S 57. 5. 14
高田分館	137	S 58. 4. 16
根戸分館	118	S 58. 4. 12
新田原分館	110	S 59. 10. 6
松葉分館	205	S 62. 10. 3
藤心分館	147	S 62. 10. 17
沼南分館	380	S 53. 4. 1
高柳分館	127	H 7. 5. 10
こども図書館	473	H 20. 8. 8

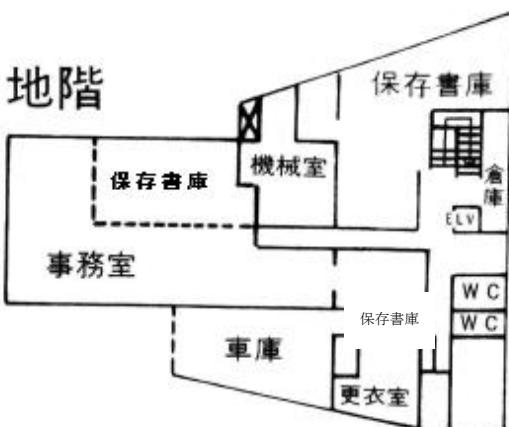
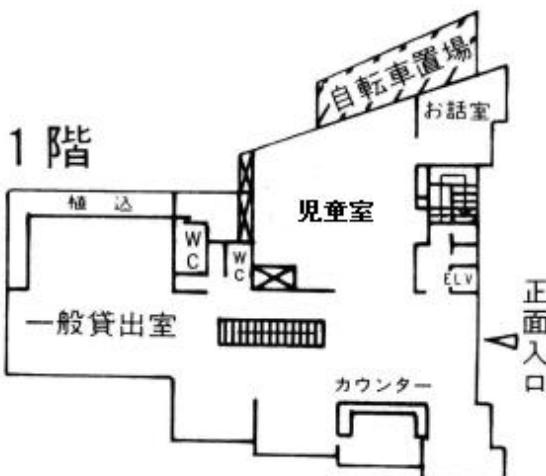
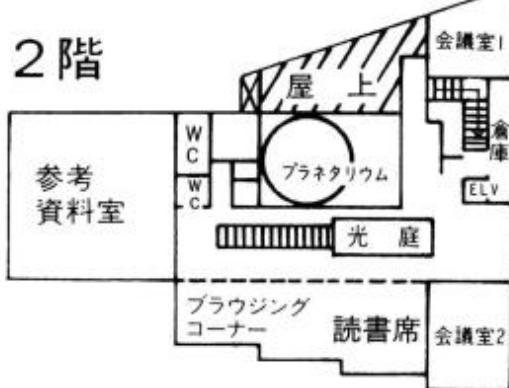
## (2) 各館案内



### ア 本 館

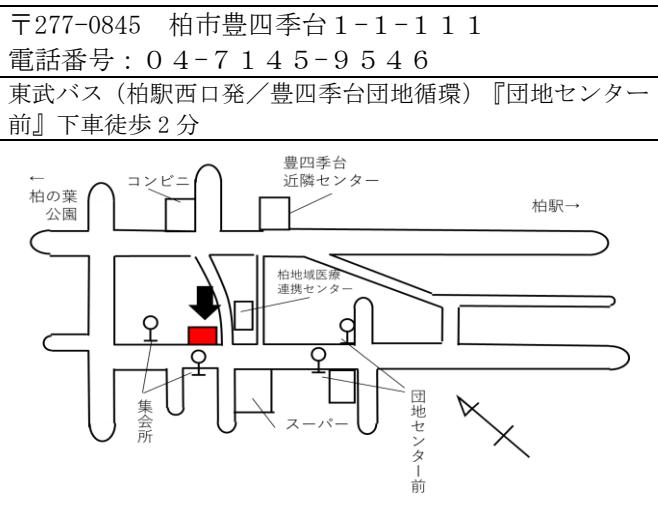


工事概要	
建築面積	709 m <sup>2</sup>
延床面積	2,005 m <sup>2</sup>
着工日	昭和 49 年 12 月 21 日
完成日	昭和 50 年 10 月 31 日
費用	3 億 1,800 万円
設計	株式会社和設計事務所
施工	戸田建設株式会社
蔵書収容能力	約 15 万冊



# イ 分 館

## ①豊四季台分館



## ③西原分館

西原近隣センター内



## ⑤布施分館

布施近隣センター内



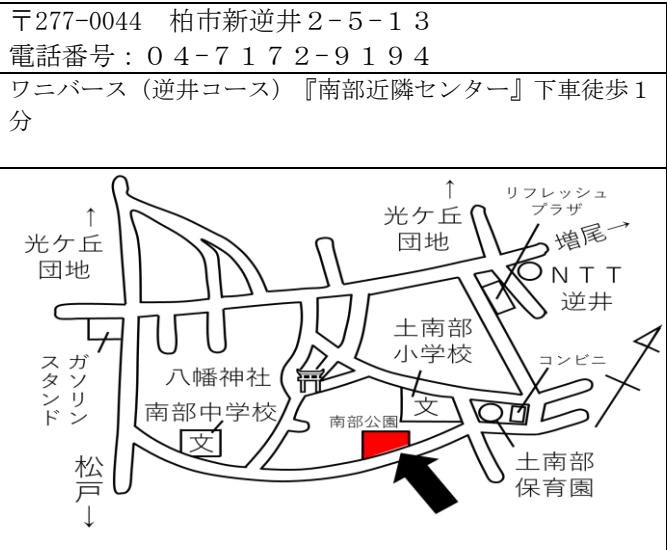
## ②田中分館

田中近隣センター内



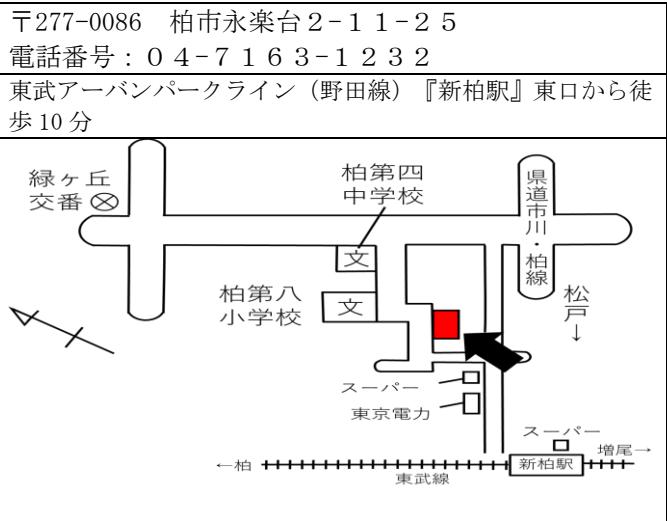
## ④南部分館

南部近隣センター内



## ⑥永楽台分館

永楽台近隣センター内



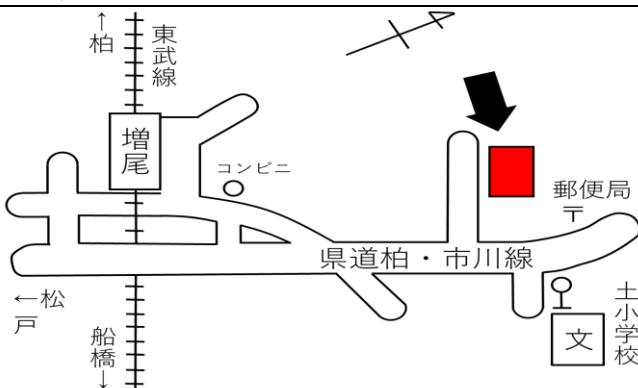
## ⑦増尾分館

増尾近隣センター内

〒277-0033 柏市増尾 3-1-1

電話番号：04-7172-9193

東武アーバンパークライン（野田線）『増尾駅』東口から徒歩10分



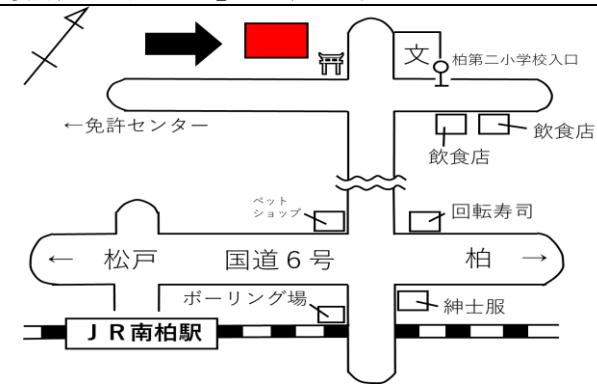
## ⑨新富分館

新富近隣センター内

〒277-0863 柏市豊四季 945-1

電話番号：04-7147-2690

東武バス（柏駅西口発／免許センター（八木中学校）行き）『柏第二小学校入口』下車徒歩1分



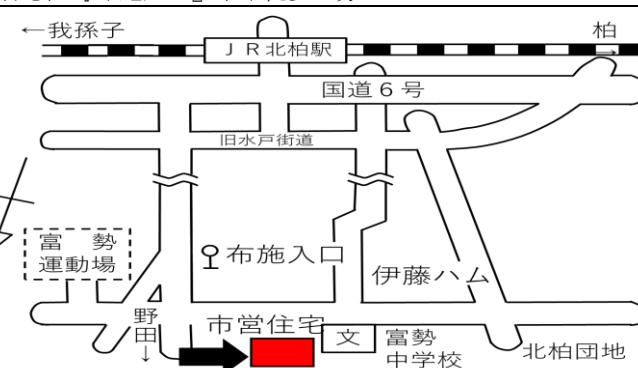
## ⑪根戸分館

根戸近隣センター内

〒277-0831 柏市根戸 467

電話番号：04-7131-6053

東武バス（柏駅西口発／三井団地行き・布施行き・野田方面行き）『布施入口』下車徒歩5分



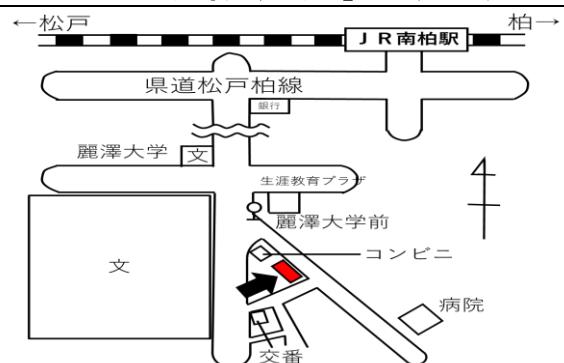
## ⑧光ヶ丘分館

光ヶ丘近隣センター内

〒277-0062 柏市光ヶ丘団地 200-5

電話番号：04-7175-3746

東武バス（南柏駅東口発／酒井銀行行き・増尾駅行き・南部クリーンセンター行き）『麗澤大学前』下車徒歩1分



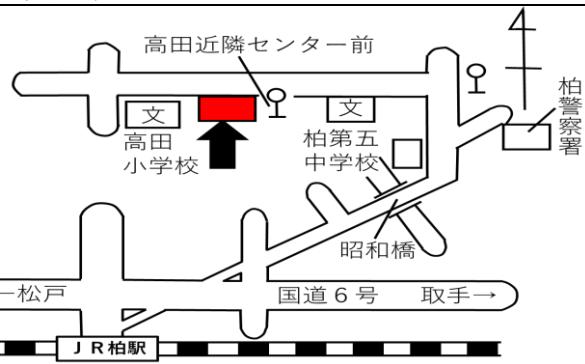
## ⑩高田分館

高田近隣センター内

〒277-0861 柏市高田 693-2

電話番号：04-7147-2440

東武バス（柏駅西口発／市内循環）『高田近隣センター前』下車徒歩1分



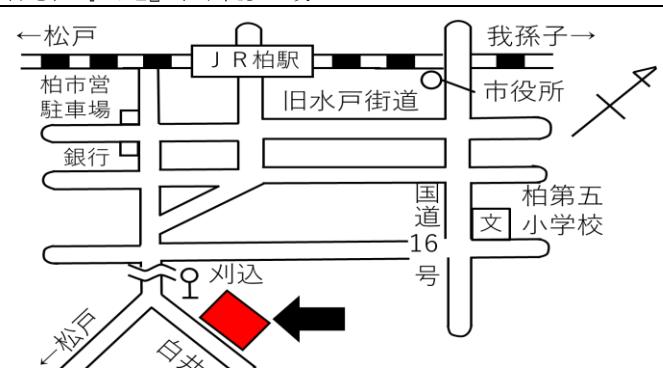
## ⑫新田原分館

新田原近隣センター内

〒277-0017 柏市東柏 2-2-15

電話番号：04-7167-1298

東武バス（柏駅東口発／布瀬・小野塚台行きまたは沼南車庫行き）『刈込』下車徒歩3分



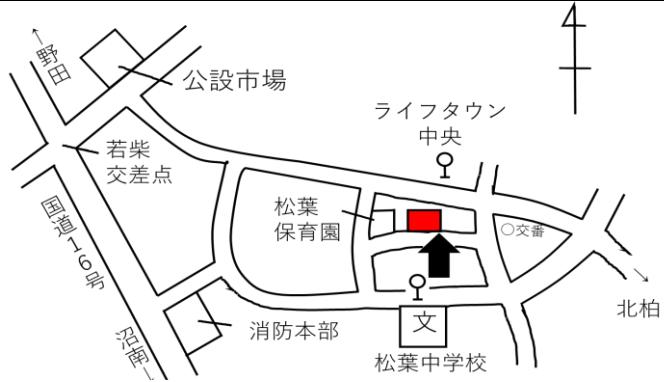
### ⑬松葉分館

松葉近隣センター内

〒277-0827 柏市松葉町4-1-1

電話番号：04-7134-0046

東武バス（北柏駅南口・柏の葉キャンパス駅東口発／ライフタウン循環）『松葉中学校前』下車徒歩3分



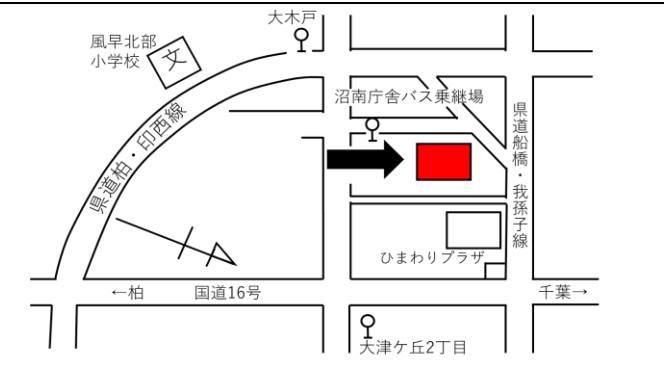
### ⑯藤心分館

沼南庁舎第2庁舎1階

〒277-0922 柏市大島田48-1

電話番号：04-7192-1115

東武バス・阪東バス（柏駅東口発／手賀の丘公園・小野塚台・沼南車庫・布瀬行き）で9時から16時台は『沼南庁舎バス乗継場』下車徒歩1分、それ以外は『大木戸』下車徒歩2分



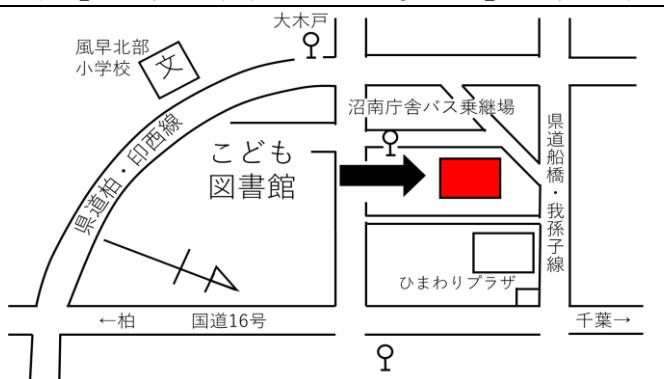
### ⑰こども図書館

沼南庁舎第1庁舎1階

〒277-0922 柏市大島田48-1

電話番号：04-7108-1111

東武バス・阪東バス（柏駅東口発／手賀の丘公園・小野塚台・沼南車庫・布瀬行き）で9時から16時台は『沼南庁舎バス乗継場』下車徒歩1分、それ以外は『大木戸』下車徒歩2分



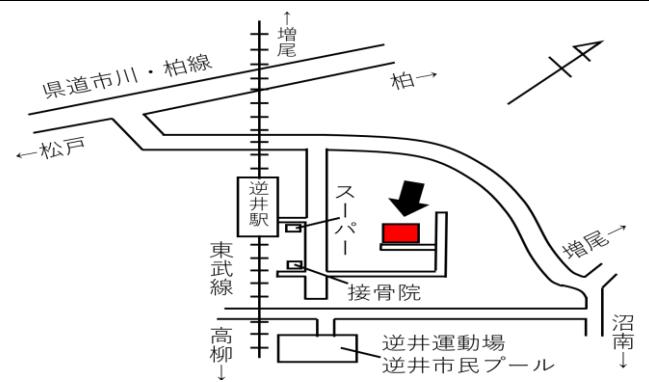
### ⑭藤心分館

藤心近隣センター内

〒277-0034 柏市藤心4-1-1-1

電話番号：04-7175-4946

東武アーバンパークライン（野田線）『逆井駅』東口から徒歩10分



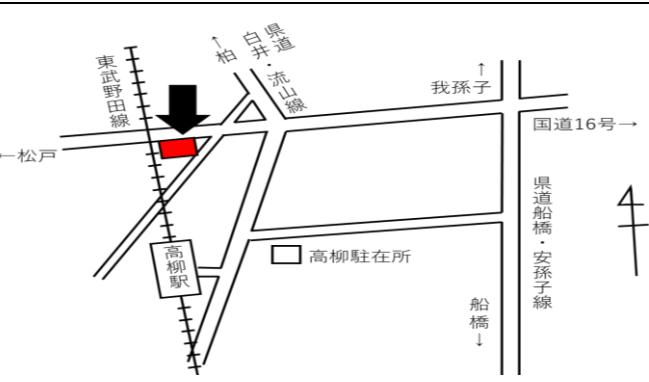
### ⑯高柳分館

高柳近隣センター内

〒277-0941 柏市高柳1652-10

電話番号：04-7193-1160

東武アーバンパークライン（野田線）『高柳駅』東口から徒歩8分



### ウ 関連施設 図書館サービスポイント柏の葉

〒277-8518 柏市若柴175

ららぽーと柏の葉 本館4階

つくばエクスプレス「柏の葉キャンパス駅」西口前



## 4 サービスの概要

### 1 開館時間

#### (1) 本館

午前 9時30分～午後5時（火・土・日曜日、祝日・休日）

午前 9時30分～午後7時（水曜日～金曜日、ただし祝日・休日は除く）

#### (2) 分館 ((3) に挙げる分館を除く)

午前10時00分～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

#### (3) 沼南分館・高柳分館・こども図書館

午前 9時30分～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

#### (4) 図書館サービスポイント柏の葉

午前10時00分～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

### 2 休館日

#### (1) 月曜日（祝日・休日を除く）

ただし、第3月曜日が祝日・休日に当たる場合は、分館は休館（豊四季台分館及びこども図書館を除く）

#### (2) 年末年始（12月28日～31日、1月1日～4日）

#### (3) 特別整理期間（蔵書の点検を実施するため、年間14日以内。実施日は各館による。）

#### (4) ららぽーと柏の葉休館日（年2回ほど。図書館サービスポイント柏の葉のみ対象。）

### 3 図書館資料の貸出し

#### (1) 登録について

登録ができるのは、原則として柏市内に在住、在勤、在学しているかた、または柏市と隣接する我孫子市・印西市・鎌ヶ谷市・白井市・流山市・野田市・松戸市に住んでいるかた。

登録申込時に、住所・氏名を確認できるもの（運転免許証、学生証など）が必要。

登録は本館、各分館の窓口及びインターネットからの申請（スマート登録）が可能であり、登録館以外でも利用可能。

\*スマート登録の場合は利用カードの発行はなし。スマートフォン等で利用券バーコードを表示し利用する（スマート貸出）。

#### (2) 貸出冊数

図書及び雑誌は、1人10冊まで。

視聴覚資料（CD、DVD等）は、合わせて2点まで。

\*CD・カセットテープは本館、CD・DVDは沼南分館に配架。

\*最新号の雑誌は貸出し不可。

#### (3) 貸出期間

2週間以内。

ただし、返却期限日を過ぎていない資料で、リクエスト（予約）の入っていない資料は、1回に限り貸出期間を手続きの日から、2週間延長可能。

\*返却期限日を4週間過ぎても返却していない資料がある場合、新たに貸出しを受けること及び借りている資料の貸出しを延長することはできない。

## 4 リクエストサービス

### (1) 予約

所蔵の資料が貸出中のときは、O P A C（館内用蔵書検索機）・インターネット端末（パソコン、スマートフォン）から予約が可能。

インターネット端末からの予約は、市内在住・在勤・在学のかたに限る。予約点数は、図書・雑誌は10点まで、視聴覚資料は2点まで。

### (2) リクエスト

未所蔵の図書・雑誌は、市内在住・在勤・在学のかたに限り、リクエスト（購入検討依頼・相互貸借の対応依頼）ができる。視聴覚資料及びマンガは、リクエストはできない。

## 5 相互貸借

県内の公共図書館（県立図書館を含む）及び国立国会図書館から資料を取り寄せ、提供（雑誌の相互貸借は県立図書館を除く公共図書館からのみ、視聴覚資料は提供不可）。

## 6 レファレンス

### (1) 場所

主に柏市立図書館本館 2階 参考資料室

### (2) 参考資料室概要

ア 調査研究用資料として参考図書、各種百科辞典、各国語辞典、政府刊行物（白書、官報）、統計書、年鑑、新聞縮刷版、地図、法令集などの配架。

イ インターネット閲覧のできるパソコン（本館参考資料室2台、こども図書館1台）を設置。

本館参考資料室のパソコンでは、オンラインデータベース（朝日新聞クロスサーチ・フォーライブラリー（朝日新聞）、ヨミダス歴史館（読売新聞）、日経テレコン21（日本経済新聞）、官報検索情報サービス）と国立国会図書館デジタルコレクションの検索、閲覧が可能。利用時間は1回30分。

ウ 郷土行政資料の収集を行い、以下のコーナーを設置している。

#### (ア) 郷土資料コーナー

千葉県内の市町村誌及び行政資料などを配架。

#### (イ) 柏の資料コーナー

柏市に関する歴史、統計、行政資料などを配架。

### (3) 補助的設備

本館の参考資料室及び2階読書席では、パソコン・スマートフォン等を持ち込んでの調査研究を支援するため、無線L A Nインターネット接続サービス（無料公衆W i – F i）を提供。こども図書館では、インターネット閲覧のできるパソコンを設置。利用時間は1回30分。

## 7 障がい者サービス

### (1) 図書等郵送サービス

柏市立図書館条例施行規則第12条に基づく、来館が困難なかたに向けたサービス。

#### ア 対象者

（ア）重度身体障がい（公職選挙法に基づく在宅投票が認められる程度の障がい）のかた

- (イ) めたきりの状態が続いている、介添えがなければ日常生活が著しく困難なかた
- (ウ) 教育委員会が特に必要と認めるかた

イ 利用

- (ア) 登録制。

(イ) 図書・雑誌は、10点（大活字本を含む）まで、視聴覚資料は各3点まで。

(ウ) 貸出期間は、1か月。

(2) 大活字本

本館1階及び2階シニアライフ応援コーナーに設置。

## 8 児童サービス

(1) おはなし会

乳幼児・児童を対象にした読み聞かせ。本館・こども図書館では、定例のおはなし会の他、子どもたちの長期休暇の時期に合わせて「夏のおはなし会」、「冬のおはなし会」等を実施。

(2) ブックリストの作成

毎年、児童用推薦図書リスト「よんでみませんか」を発行。小学校の低学年向け、中学年向け、高学年向けの3種類のリストを作成し、市内小学校へ配付。

(3) ブックスタート

ブックスタートは、乳幼児の健全な成長を図るため、親子が肌のぬくもりを感じながら、子どもに絵本を使った「ことばかけ」をすることで親子の絆をつくることの大切さを伝える事業。平成14年にスタートし、現在も、関係各課が連携し、1歳6か月児の健康診査の会場で、市が購入した絵本を、ボランティアと協働でメッセージを添え、親子に手渡している。

## 9 団体貸出

市内の社会教育団体、学校、幼稚園、地域の文庫活動団体や読書サークルなどを対象に、団体貸出を行っている。貸出冊数と期間は、1団体につき200冊まで、1か月。

## 10 講座・その他の事業

(1) 講座・講演会

大人や子ども向けの講座や講演会を実施。

(2) リサイクル（除籍本等の配布）

平成7年10月から、本館にリサイクルコーナーを設置し、図書館の古くなった本（除籍本）や寄贈されたうち、受け入れができないかった本などを無償で配布。

(3) 読書席

本館2階に45席を設置。行事等がない日は、第2会議室を開放（16席）。

(4) プラネタリウム

ア 場所

柏市立図書館本館 2階

イ 観覧料

無料

ウ 投影日

毎月2日（不定期投影）通常1日3回／読み聞かせ1日2回

エ 投影時間

通常 11：00～／13：00～／14：00～

読み聞かせ 11：00～／14：00～

所要時間 約30分

オ 定員

30名

(5) 柏市電子図書館サービス

ア 概要

インターネットにつないだパソコンやスマートフォン、タブレットを使って、電子書籍の貸出・返却が出来るサービス。令和5年1月より開始。

イ 利用

柏市内に在住、在勤、在学している、柏市立図書館での利用登録のあるかたが利用可能。

ウ 貸出冊数

1人2点まで。

エ 貸出期間

2週間以内。

※貸出期限を過ぎると自動的に返却される。

※予約が入っていない電子図書は貸出期限内に1回のみ延長手続きができる

オ 予約

(イ) 予約点数

2点まで

(ロ) 取置期間

10日間

※所蔵していない資料への提供依頼（リクエスト）は受付不可。

## 1.1 図書館の発行物

名 称	内 容	発 行 期 間
①図書館年報	図書館に関する統計年報	昭和56年から発行
②写真でみる柏の散歩道 [北部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成5年発行
③写真でみる柏の散歩道 [南部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成8年発行
④よんでみませんか	児童用推薦図書	平成3年から発行
⑤平和図書目録	平和図書情報	昭和60年から平成10年まで
⑥館報かしわ	図書館情報	昭和40年から昭和42年まで
⑦図書館報かしわ	図書館情報	昭和49年から平成7年まで
⑧かしわ図書館だより	図書館情報	平成8年から平成15年まで
⑨図書館だより “てのひら”	図書館情報	平成17年から平成31年まで
⑩かしわストーリー	図書館事業報告	平成30年から発行

## 5 図書館システム

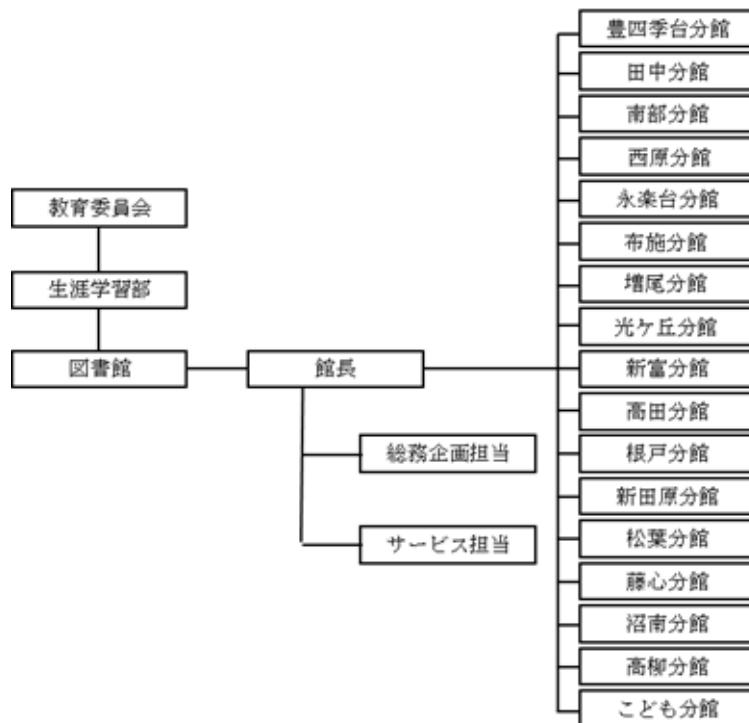
昭和54年に策定した柏市中期計画で、地域のコミュニティづくりの核として近隣センターを建設する計画が打ち出され、図書館分館を近隣センターに併設し図書館システムを構築する構想が盛り込まれた。この構想に基づき、市内のどこに住んでいても迅速に平等なサービスが受けられるようにするため、分館網を整備してきた。また、昭和55年3月から業務をコンピュータ化し、平成20年以降全館のシステムの運用及びデータベースの管理を外部委託している。

### (1) 図書館システム（コンピュータ化以後）の変遷

昭和61年	図書データの漢字化や検索機能の拡大を図るため、端末機の更新とともにMARCデータを購入、漢字データの検索システムを導入。
昭和63年	図書館本館内に全館の図書情報を書名、著者名等から検索することができる利用者用図書検索端末機「ケンサクくん」を1台設置。
平成8年	従来のOCRナンバーを機器拡張に対応性のあるバーコードに変換。
平成13年	クライアントサーバー方式を導入。本館と14分館、移動図書館は本館端末機を介してネットワークを構築し、OPAC（館内用蔵書検索機）を本館（5台）と各分館（1台ずつ）に設置。内容は図書、雑誌の検索のほか、図書館利用案内、行事のお知らせ等の情報も提供。
平成14年	柏市ウェブサイトから、インターネットによる図書館蔵書検索システムを開始。
平成17年	沼南町との合併に伴い、同町のシステムを統合。
平成19年	OPAC（館内用蔵書検索機）で所蔵資料の予約が可能となった。また、図書館独自のウェブサイトを作成し、パソコンからインターネットを介して図書・雑誌の予約が可能となった。
平成20年	ホームページの機能強化を行い、ホームページ上で貸出記録や予約状況をみることが可能となった。さらに携帯電話からホームページにアクセスが可能となり、パソコンと同一のサービスを行うことが可能となった。
平成22年	プロポーザル方式にて、管理会社の選定を行い、11月から新システムを稼働。OPAC（館内用蔵書検索機）については、こども・英語対面画面、検索機能等の充実を図った。
平成26年	外部PC、OPAC（館内用蔵書検索機）で貸出延長の手続きが可能となった。
平成27年	平成22年に導入したシステムの機器入替えを実施。バージョンアップによる業務の効率化とともに、スマートフォン用ホームページの開設、資料一覧の表示機能・お気に入りリストの改善等インターネットによるサービスの利便性の向上を図った。
令和2年	業務システムや図書館ホームページ、100台超の機器類の入替えを行う。ホームページでは、書影の表示や読書記録機能の追加を実現した。編集機能の強化や保存容量の拡大が可能となり、写真やデジタル化した地域資料・イベントや展示等の事業の記録など、図書館の持つ様々な情報の保存や発信が可能となった。
令和5年	柏市電子図書館サービスを開始した。これにより、インターネットにつないだパソコンやスマートフォン、タブレットを使って、電子書籍の貸出・返却が出来るようになった。インターネットで新規登録等の申請ができる「スマート登録」、窓口でスマートフォン等に利用券バーコードを表示して本を借りることができる「スマート貸出」のサービスが始まった。

## 6 図書館の組織

### 1 図書館組織図



### 2 職員配置

令和7年3月31日現在（単位：人）

館名	職名	館長	副参事	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計	
総括		1	1							2	
本館	総務企画担当				1(1)	1	2(1)	1	1	6(2)	
	サービス担当				4(2)	2(1)	1(1)	3(1)	1(1)	11(6)	
分館	豊四季台					1(1)				1(1)	
	田中										
	南部										
	西原										
	永楽台										
	布施										
	増尾										
	光ヶ丘										
	新富										
	高田										
	根戸										
	新田原										
	松葉										
	藤心										
	沼南										
	高柳										
	こども						1		1		2
	計18館		1	1		5(3)	5(2)	3(2)	5(1)	2(1)	22(7)

\* ( ) 内は司書有資格者

### 3 分掌事務

市立図書館	総務企画担当	1 本館及び分館の管理及び運営に関すること。 2 図書館の広報及び統計に関すること。 3 図書館の計画に関すること。 4 市立図書館協議会に関すること。 5 公印に関すること。
	サービス担当	6 図書館資料の整理、保管及び廃棄に関すること。 7 図書館資料の館内利用及び貸出しに関すること。 8 図書館資料の利用のための相談に関すること。 9 資料の寄贈に関すること。 10 児童サービスに関すること。 11 図書館分館のサービスに関すること。 12 高齢者及び障害者のサービスに関すること。 13 プラネタリウムのサービスに関すること。 14 情報資源の検索に関すること。 15 図書館事業の企画及び実施に関すること。 16 公共図書館、大学図書館等との連絡に関すること。 17 読書会等団体の支援に関すること。 18 研修、実習等に関すること。

### 4 会議等

#### (1) 職員会議

毎月第1金曜日に開催。館長をはじめとした全正規職員が参加。各事業運営等の共通の認識を図ることとともに、研修会等の報告、各種協議等を行っている。

#### (2) 選定会議

一般図書は毎週水曜日、児童図書は毎月第2・4木曜日に開催。図書館資料選定会議設置要領に基づき設置されており、サービス担当リーダーを長とし、図書館資料収集方針に基づき図書館資料の選定、検討等を行っている。

## 7 令和6年度予算

### 1 市の予算

(単位：千円)

会計区分	令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	前年比
一般会計	165,870,000	149,910,000	15,960,000
特別会計	81,552,000	80,079,000	1,473,000

### 2 教育費

(単位：千円)

款目	令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	前年比
教育費	23,542,469 (一般会計の 14.2%)	16,508,516 (一般会計の 11.0%)	△7,033,953
図書館費	456,913 (教育費の 1.9%)	331,255 (教育費の 2.0%)	△125,658

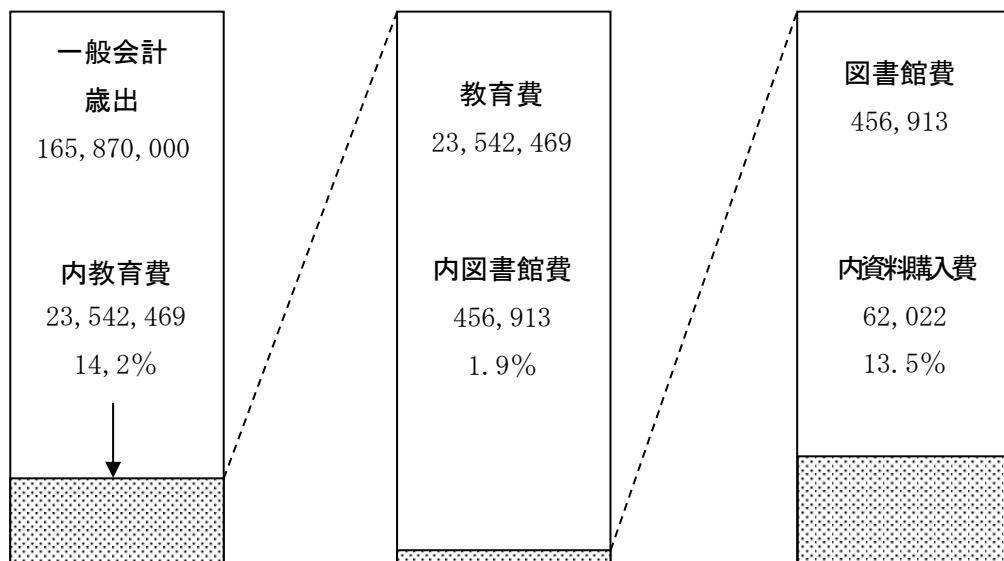
### 3 図書館費

(単位：千円)

節	令和6年度 当初予算	令和6年度 内容	令和5年度 当初予算
1 報酬	183,174	◎図書館協議会委員報酬 ◎会計年度任用職員報酬	150,895
3 職員手当等	48,955	◎会計年度任用職員期末手当	27,375
4 共済費	7,951	◎会計年度任用職員共済組合負担金	1,268
7 報償費	711	◎講演会講座講師謝礼他	728
8 旅費	5,174	◎研修会、会議参加、視察旅費	4,703
10 需用費	27,144	◎消耗品費 ◎燃料費 ◎印刷製本費 ◎光熱水費 ◎修繕料他	30,222
11 役務費	4,828	◎郵便料 ◎電話料 ◎損害保険料他	4,807
12 委託料	35,752	◎電算システム等保守管理委託 ◎清掃・機械設備保守点検業務委託 ◎警備委託他	28,402
13 使用料及び 賃借料	26,841	◎電算システム借上料 他	26,640
14 工事請負費	6,490	◎図書館本水栓改修工事	756
17 備品購入費	94,525	◎図書購入費 ◎視聴覚資料購入費 ◎事業用備品代他	52,741
18 負担金、補助 及び交付金	15,368	◎日本図書館協会等負担金 他	3,078
合計	456,913		331,255

#### 4 市の財政に占める図書館費（令和6年度予算に関する説明書より）

(単位：千円)



※その他、図書館事業に関連して、

視聴覚教育費（教育費） 1,248千円（プラネタリウム管理、プラネタリウム事業）

児童福祉総務費（民生費） 312千円（ブックスタート事業 内図書館関係経費）

## 8 令和6年度事業概要

### (1) 学校・大学等との連携事業

#### ア 学びの支援事業

名称	連携団体名	内容	開催日	場所	参加者数
小学生向け推薦図書リスト「よんでもませんか」配布	小学校 42校	柏市立図書館で選んだおすすめ本をリストにして市内小学校に配布し、夏休み中に本を展示し貸出するもの	7月～8月	本館 他	—
子ども司書養成講座	柏市教育委員会指導課	指導課と共に、市内小学生228人が参加、オンライン動画研修・「あつたらいいなこんな図書館／本」のレポート提出他 「あつたらいいなこんな図書館／本」のレポートについては、本館での展示及び柏市立図書館HPで掲載を行った	7月～2月	本館 他	228人
おびコレ2024	小学校 24校	子ども司書が作成した98点の「帯」を巻いたおすすめ本の展示。後日、帯を巻いたまま本の貸し出しを行った	7月23日～10月6日	本館 他	—
夏休み調べもの相談カウンターの設置	柏市学校図書館指導員 5名	小学生の夏休みの自由研究等の調べものをお手伝いするため、本館児童室にレファレンスカウンターを設置。設置期間中、34件のレファレンスを受付した	7月23日～8月4日	本館	—
市内中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）	中学校 18校	柏市内中学生を対象としたビブリオバトルを予選はオンライン形式・決勝はラコルタ柏での集合形式により開催。後日、予選・決勝の作品を本館で展示了	10月3日～10月20日	オンライン (Teams) 及び ラコルタ柏	27人

#### イ 市内高校・大学連携事業

本館で開催をした「夏のおはなし会」「冬のおはなし会」に柏市立柏高等学校の図書委員の生徒の皆さんに参加をしていただいたり、市内中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）の審査員として二松学舎大学の学生に参加をしていただくことで連携を図った。

## (2) 展示

### ア 特別展示（図書館主催）

展示テーマ	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・春（本館、田中、永楽台、増尾、新田原、沼南）</li> <li>・柏の図書館員がえらんだおすすめの絵本（本館）</li> <li>・乙女の本棚（本館）</li> <li>・新生活を応援！！（本館）</li> <li>・拝啓 手紙を書きたくなりました。本館）</li> <li>・愛鳥週間（本館、増尾、藤心）</li> <li>・追悼展示 さとうわきこ（本館、田中、高柳、こども）</li> <li>・追悼展示 宗田理（本館）</li> <li>・追悼展示 星野富弘（本館）</li> <li>・追悼展示 フジコ・ヘミング（本館）</li> <li>・追悼展示 唐十郎（本館）</li> <li>・追悼展示 ルース・スタイルス・ガネット（本館）</li> <li>・春の行楽（新富、こども）</li> <li>・数字、ひらがな（本館）</li> <li>・家族（田中）</li> <li>・お出かけ、旅行（新富、こども）</li> <li>・児童書（豊四季台）</li> <li>・運動会（本館、高柳）</li> <li>・遠足（本館、永楽台、高柳）</li> <li>・お弁当（本館、藤心）</li> <li>・ピクニック（田中、永楽台）</li> <li>・憲法記念日、蛙、紫陽花、友達、勉強系の本（高柳）</li> <li>・こいのぼり、こどもの日（本館、永楽台、新田原、藤心、沼南、高柳、こども）</li> <li>・母の日、お母さん（本館、永楽台、増尾、新田原、藤心、高柳、こども）</li> <li>・将棋（歎王戦@柏の葉開催）（本館）</li> <li>・父の日、お父さん（本館、永楽台、増尾、新田原、藤心、高柳、こども）</li> <li>・歯、虫歯（本館、永楽台、増尾、高柳、こども）</li> <li>・雨、梅雨（本館、田中、永楽台、増尾、新富、新田原、藤心、沼南、高柳）</li> <li>・雨降りの日も楽しもう、梅雨の季節の家仕事（新富）</li> <li>・傘（沼南、高柳）</li> <li>・ROCK IN LIBRARY（本館）</li> <li>・時の記念日（高柳、こども）</li> <li>・課題図書、よんでみませんか（本館、豊四季台、田中、南部、西原、永楽台、布施、増尾、光ヶ丘、新富、高田、根戸、新田原、松葉、藤心、沼南、高柳、こども）</li> <li>・七夕（本館、増尾、藤心）</li> <li>・科学道100冊（根戸）</li> <li>・春の植物、夏野菜（藤心）</li> <li>・季節の本、H・Aレイの本、長谷川義史の本、林明子の本、堀内誠一の本、上野紀子の本、みやにしたつやの本、あきやまだだしの本、布絵本・布おもちゃ（こども）</li> </ul>	関連図書の 展示	4～6月	本館 豊四季台分館 田中分館 南部分館 西原分館 永楽台分館 布施分館 増尾分館 光ヶ丘分館 新富分館 高田分館 根戸分館 新田原分館 松葉分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

展示テーマ	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏（本館、永楽台、増尾、沼南、高柳）</li> <li>・課題図書、よんでみませんか（本館、豊四季台、田中、南部、西原、永楽台、布施、増尾、光ヶ丘、新富、高田、根戸、新田原、松葉、藤心、沼南、高柳、こども）</li> <li>・自由研究（本館、田中、永楽台、新富、沼南、こども）</li> <li>・読書感想文対策の本（本館、田中）</li> <li>・なないろ文庫（本館）</li> <li>・ティーンズコーナーをご存知ですか（本館）</li> <li>・怖い話はじめました（本館）</li> <li>・映画 TOSHOKAN CINEMA（本館）</li> <li>・追悼展示 新川和江（本館）</li> <li>・追悼展示 矢玉四郎（本館）</li> <li>・カレー（本館）</li> <li>・雨、梅雨（本館、藤心）</li> <li>・オリンピック・パラリンピック（増尾、新富、高柳）</li> <li>・児童書（豊四季台）</li> <li>・七夕（本館、永楽台、増尾、藤心、高柳、こども）</li> <li>・星、イベント（田中）</li> <li>・海、海の日（本館、新田原、藤心、高柳）</li> <li>・山、山の日（本館、藤心、高柳）</li> <li>・花火（本館、高柳）</li> <li>・戦争（高柳、こども）</li> <li>・おばけ、妖怪（本館、こども）</li> <li>・お祭り、運動会、遠足、お弁当（本館）</li> <li>・夏休み（新田原、藤心、高柳）</li> <li>・キャンプ（高柳、こども）</li> <li>・宇宙（新富）</li> <li>・新紙幣、セミ、かき氷、秋分の日、秋の虫（高柳）</li> <li>・夏野菜、芋掘り（藤心）</li> <li>・防災（沼南、藤心、高柳）</li> <li>・敬老の日（本館、増尾、新田原、高柳、こども）</li> <li>・秋（本館、田中、増尾、沼南）</li> <li>・おびコレ 2024（本館、豊四季台、田中、西原、永楽台、布施、増尾、光ヶ丘、新富、新田原、松葉、南部、沼南、高柳）</li> <li>・お月見、月、十五夜（本館、新富、新田原、藤心、高柳、こども）</li> <li>・ハロウィン（本館、新田原、高柳）</li> <li>・夏のこん虫さいしゅう（こども）</li> <li>・季節の本、子育ての本、馬場のぼるの本、みやにしたつやの本、大島妙子の本、あきやまだだしの本、とよたかずひこの本（こども）</li> </ul>	関連図書の展示	7～9月	本館 豊四季台分館 田中分館 南部分館 西原分館 永楽台分館 布施分館 増尾分館 光ヶ丘分館 新富分館 高田分館 根戸分館 新田原分館 松葉分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

展示テーマ	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋（本館，田中，永楽台，増尾，新田原，藤心）</li> <li>・おびコレ 2024（本館，豊四季台，田中，西原，永楽台，布施，増尾，光ヶ丘，新富，新田原，松葉，南部，沼南，高柳）</li> <li>・つくろう！あそぼう！！たのしもう！！！（本館）</li> <li>・ビブリオバトルとは？～今までのチャンプ本を添えて～（本館）</li> <li>・秋の夜長にミステリー（本館）</li> <li>・柏市制施行 70 周年（本館）</li> <li>・ビブリオバトル（2024 年度開催分）（本館）</li> <li>・Word Journey（本館）</li> <li>・Homemade cafe（本館）</li> <li>・いろいろな本あつめました（本館）</li> <li>・追悼展示 中川李枝子（本館，田中，永楽台，増尾，沼南，高柳）</li> <li>・追悼展示 せなけいこ（本館，田中，増尾，高柳，こども）</li> <li>・追悼展示 谷川俊太郎（田中，永楽台，増尾，沼南，高柳，こども）</li> <li>・田中スタンダード本（田中）</li> <li>・ブックスタート（藤心）</li> <li>・紅葉，お芋（永楽台）</li> <li>・食・食べ物（高柳，こども）</li> <li>・運動会，遠足，熊，落ち葉，文化の日，冬の遊び，かるた，凧（高柳）</li> <li>・科学道 100 冊（増尾）</li> <li>・ハロウィン（本館，永楽台，増尾，新富，新田原，藤心，沼南，高柳，こども）</li> <li>・ノーベル平和賞（本館，沼南）</li> <li>・過去の文学賞受賞作（新富）</li> <li>・芥川賞・直木賞作品（沼南）</li> <li>・児童書（豊四季台）</li> <li>・芸術の秋（増尾，高柳）</li> <li>・お月見，おいしいものの本，お仕事（増尾）</li> <li>・読書週間（藤心，高柳）</li> <li>・犬の日（永楽台，増尾）</li> <li>・七五三（新田原，沼南，高柳）</li> <li>・仕事，勤労感謝の日（増尾，高柳）</li> <li>・クリスマス（本館，田中，西原，永楽台，増尾，新富，根戸，新田原，藤心，沼南，高柳，こども）</li> <li>・冬（本館，永楽台，増尾，新田原，藤心，高柳）</li> <li>・お正月，新年（増尾，新富，新田原，藤心，沼南，高柳，こども）</li> <li>・干支（藤心，高柳）</li> <li>・季節の本，読書の秋，紅葉・木の実の本，子育て関係の本，大島妙子の本，とよたかずひこの本，山脇百合子の本，高畠純の本，高畠那生の本（こども）</li> </ul>	関連図書の展示	10 月～12 月	本館 豊四季台分館 田中分館 西原分館 永楽台分館 布施分館 増尾分館 光ヶ丘分館 新富分館 根戸分館 新田原分館 松葉分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

展示テーマ	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬（本館，田中，永楽台，増尾，新田原，藤心，高柳）</li> <li>・いろいろな本あつめました（本館）</li> <li>・先進技術（本館）</li> <li>・福本（本館）</li> <li>・本をまもってあげてね（本館）</li> <li>・展示の展示～今年度をPLAY BACK!～（本館）</li> <li>・読書バリアフリー資料の紹介（本館）</li> <li>・あみかつ！（本館）</li> <li>・新生活を応援！！（本館）</li> <li>・追悼展示 いわむらかずお（本館，田中，こども）</li> <li>・追悼展示 曽野綾子（本館，新富）</li> <li>・お正月，新年（本館，西原，増尾，沼南，高柳，こども）</li> <li>・干支，耳（高柳）</li> <li>・児童書（豊四季台）</li> <li>・芥川賞・直木賞作品（沼南）</li> <li>・節分，豆まき（本館，永楽台，増尾，新富，新田原，沼南，藤心，高柳）</li> <li>・鬼（永楽台，高柳）</li> <li>・バレンタイン（本館，永楽台，増尾，新富，新田原，藤心，高柳，こども）</li> <li>・猫（本館，永楽台，増尾，高柳）</li> <li>・ひな祭り，お雛様（本館，永楽台，増尾，新田原，藤心，沼南，高柳，こども）</li> <li>・春（本館，田中，永楽台，増尾，新田原，藤心，高柳）</li> <li>・卒園，卒業（本館，高柳）</li> <li>・入園，入学（本館，田中，新富，新田原，高柳，こども）</li> <li>・季節の本，雪の本，お菓子の本，いとうひろしの本，いわむらかずおの本，とよたかずひこの本（こども）</li> </ul>	関連図書の展示	1月～3月	本館 豊四季台分館 田中分館 西原分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

#### イ 特別展示（他団体主催）

団体名称	テーマ	内容	開催日	場所
本と花の広場実行委員会	本と花の広場@柏2024	図書とPOPの展示	4月11日～4月26日	本館
柏えほんの会	手づくり絵本展	手づくり絵本の展示	2月20日～3月6日	本館

### (3) おはなし会

<イベント形式 おはなし会（本館開催分）>

名称	内容	開催日	場所	参加者数
夏のおはなし会	絵本の読みきかせ，手遊びなど	8月24日	本館	12人

冬のおはなし会	絵本のよみきかせ、手遊びなど	12月21日	本館	20人
---------	----------------	--------	----	-----

<定例おはなし会>

開催館	開催日	開催回数	参加者数	開催館	開催日	開催回数	参加者数
本館	毎週木曜日、第3土曜日	59回	551人	高田分館	第2木曜日 第3金曜日	0回	0人
豊四季台分館	毎週水曜日	50回	306人	根戸分館	第1金曜日	11回	83人
田中分館	第3木曜日	11回	173人	新田原分館	第1・第3土曜日	16回	63人
西原分館	第3金曜日	8回	24人	藤心分館	第2金曜日	11回	131人
布施分館	奇数月 第3土曜日	7回	97人	光ヶ丘分館	第3水曜日	7回	48人
新富分館	第1水曜日	11回	91人	こども図書館	4月～3月	193回	3,300人

\*開催日であっても、参加者がいなければ開催はしない。（開催回数にカウントはしていない）

\*こども図書館の開催回数及び参加人数には、「(5) 課題解決支援事業 イ 子育て支援関係（こども図書館開催関連）」であげているものも含まれた数値となっている。

\*永楽台分館は児童センターと連携しながら開催している。

\*高田分館は高田近隣センター改装のため開催休止となっている。

#### (4) ブックスタート関連事業

##### ア ブックスタート参加者数等

実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数	実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数
4月	265人	264人	13人	10月	226人	226人	17人
5月	227人	225人	22人	11月	245人	245人	17人
6月	251人	251人	17人	12月	238人	238人	11人
7月	245人	244人	13人	1月	261人	261人	19人
8月	270人	270人	23人	2月	259人	259人	17人
9月	210人	210人	18人	3月	296人	295人	23人
				計	2,993人	2,988人	210人

\*受診者数…1歳6か月児健康診査の受診者数

##### イ ブックリスト配付

名称	内容	開催回数	場所	参加者数
3歳児健康診査時ブックリスト配付	ブックスタート事業（1歳6か月児健康診査時）のフォローアップ事業として位置づけ、3歳児健康診査時に幼児向けブックリストを配付	月4回、年48回開催	ウェルネス柏	3,167人

## (5) 課題解決支援事業

### ア 課題解決支援・情報提供関係（各部署関連）

名称	内容	開催日	場所	担当課
「消費者月間」 ～デジタル時代に求められる 消費者力とは～	関連図書の展示	5月1日 ～5月31日	本館	消費生活センター
いのちの輝き展	関連図書の展示	5月1日 ～5月31日	本館	総務企画課
「環境月間」 地球温暖化、生物多様性について 考えよう	関連図書の展示、	6月1日 ～6月21日	本館	環境政策課
芹沢鉢介展	関連図書の展示	6月14日 ～6月30日	本館	文化課
「男女共同参画週間」 女性の視点で、防災を考えよう	関連図書の展示	6月22日 ～6月30日	本館	共生・交流推進センター
「自殺予防週間」 守ろうよ10代のこころ。	関連図書の展示	8月22日 ～9月18日	本館	福祉政策課
「健康増進普及月間」 がん検診、受動喫煙防止、生活 習慣病予防、栄養、歯科、予防 接種に関する啓発	関連図書の展示	9月4日 ～10月3日	本館	健康増進課
世界アルツハイマーデー（9月 21日）の啓発展示	関連図書の展示	9月19日 ～9月29日	本館	地域包括支援課
第8回柏市図書館を使った調べ る学習コンクール受賞作品 の展示	受賞作品の展示	2月4日 ～2月19日	本館	指導課、図書館
子ども司書養成講座受講者が 作成した「あったらいいなこ んな図書館／本」のレポート 展示	作成レポートの 展示	2月4日 ～2月19日	本館	指導課、図書館
自殺予防対策月間」 悩みを抱える中高年男性のつ らい気持ちによりそう	関連図書の展示	3月12日 ～3月25日	本館	福祉政策課

イ 子育て支援関係（こども図書館開催関連）

名称	内容	開催日	場所	参加者数等
こども図書館 講演会・開館記念行事・おはなし会等の開催	①読み聞かせボランティアによるおはなし会・音楽会等の開催 ②夏のおはなし会（こども図書館開館記念行事） ③冬のおはなし会	①4月1日～3月31日 ②8月4日 ③12月14日	こども図書館	①参加者数3,199人 ボランティア数531人 ②参加者数66人 ボランティア数9人 ③参加者数35人 ボランティア数6人  *こども図書館 年間来館者数等 ・来館者 54,576人 ・行事参加者 (累計) 3,300人 ・ボランティア参加者 (累計) 546人 ・イベント開催数 193回
図書館おはなし会 ボランティア研修会・交流会	①図書館読み聞かせボランティア養成講座 ②分館読み聞かせボランティア研修会及び意見交換会 ③図書館読み聞かせボランティア研修会	①新規ボランティア登録時（隨時） ②2月20日 ③2月25日	①こども図書館 ②沼南庁舎5階503号室 ③沼南庁舎5階大会議室	①参加者数4人 ②参加団体数7団体 ③参加者数22人
ユニバーサルデザイン絵本コーナーの常設	視聴覚障がい児他も利用できるさわって遊ぶ絵本等の提供	—	こども図書館	—

(6) 地域情報拠点化事業

ア 学校への情報提供を前提としたデジタル教材の作成

学校現場において、写真や地図等のデジタルデータの需要の高まりから、美しい手賀沼を愛する市民の連合会（美手連）と協力して手賀沼をテーマとしたデジタル教材作成の取組を進めている。

令和6年度は寄贈を受けた13作品を、小学生用デジタル教材として柏市立図書館ホームページで公開し、学校が地域学習の教材として活用できるように、柏市教育委員会の「小学校の学習メニュー」でも公開をした。

イ kamon かしわインフォメーションセンターと連携をした取組み

Kamon かしわインフォメーションセンターが作成した柏市内の地域に伝わるお祭りなどの地域文化等動画を、小学生用デジタル教材として柏市立図書館ホームページで公開をした。

ウ 地域情報コーナー（テーマ：「高射砲連隊訓練棟」）の設置（根戸）

根戸地域に今現在もランドマークとして存在する構造物「高射砲第二連隊照空予習室及測遠機訓練所」をテーマに、パネルと関連の資料を集め、新たな地域情報コーナーとして新設した。

エ 地域情報コーナー（テーマ：「カタクリ群生地」）の設置（藤心）

藤心地域で生育されている「カタクリ群生地」をテーマに、パネルと関連の資料を集め、新たな地域情報コーナーとして新設した。に関連した

オ 郷土資料のデジタル化（上記ア及びイを除く）

内 容	点 数
かしわの昔ばなし（豆本・豆皿・外箱）他	120 点

## (7) プラネタリウム事業

図書館本館内にあるプラネタリウムの運営を、通常と読み聞かせで毎月2回実施。夜空に輝く季節の星空とそれにまつわる神話や天文情報も交えて楽しく解説しながら、約30分のプログラムを投影している。

【プラネタリウム利用状況（令和6年度）】

区分	投影日数	投影回数	児童	学生	一般	利用者計
一般投影	27日	69回	432人	49人	756人	1,237人
団体投影	14日	28回	654人	0人	148人	802人

## (8) 図書館協議会開催状況

開催日	内 容
令和6年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告</li> <li>・令和6年度事業構想</li> <li>・協議</li> </ul>
令和6年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察</li> <li>・意見交換</li> <li>・令和6年度事業報告（7月～10月）</li> </ul>
令和7年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告（11月から1月）</li> <li>・令和7年度事業構想</li> <li>・図書館への提言</li> </ul>

## (9) その他事業

ア リサイクル本の有効活用

名 称	開催日	活用冊数
本館リサイクル本コーナー	隨時	2,199 冊

## 9 目で見る統計

### (1) 蔵書統計

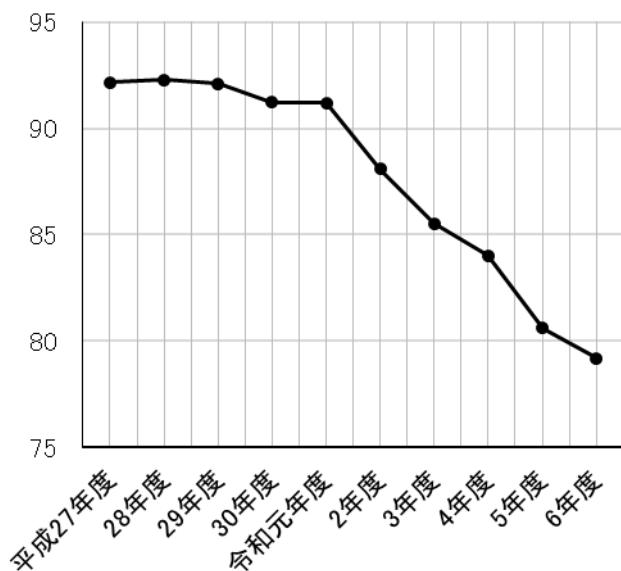
#### 全ての蔵書数の推移(10年間)

(単位：冊)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
蔵書数	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014	881,187	855,270	840,217	806,064	791,975
購入	28,957	30,201	29,931	28,448	29,824	27,657	28,318	25,401	24,680	24,365
寄贈	4,732	6,484	5,052	5,182	2,919	2,743	2,229	1,829	2,540	1,503
除籍	20,960	35,517	36,690	42,518	32,955	61,520	56,464	42,283	61,373	39,957
前年度末	908,924	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014	881,187	855,270	840,217	806,064

\*令和2年度は年度途中にシステム変更したため、計が合わない。

#### 全ての蔵書数の推移



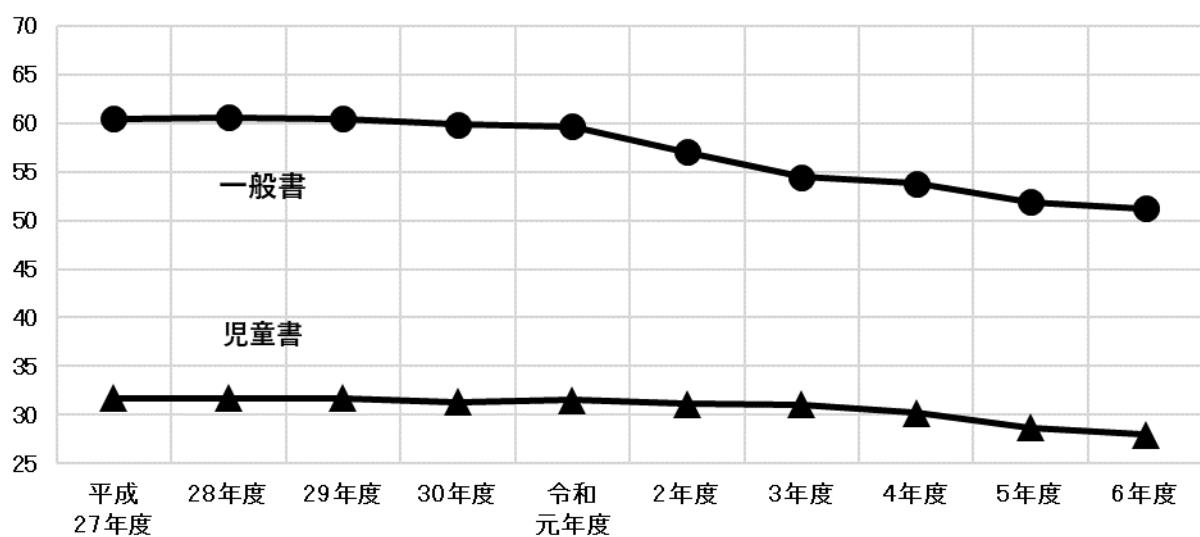
## 一般書及び児童書の蔵書数の推移（10年間）

(単位：冊)

年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般書	604,517	605,413	604,032	598,633	596,299	569,962	544,143	537,897	518,831	512,185
児童書	317,136	317,408	317,082	313,593	315,715	311,225	311,127	302,320	287,233	279,790
計	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014	881,187	855,270	840,217	806,064	791,975

万冊

## 一般書及び児童書の蔵書数の推移



※一般書は、雑誌や視聴覚資料を除く資料

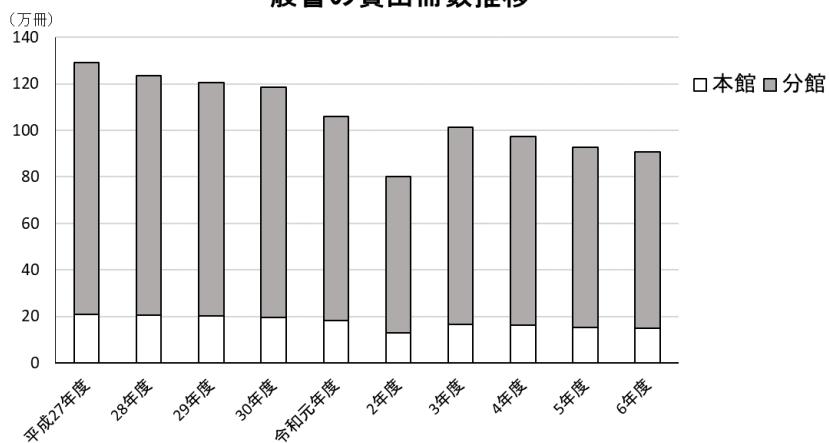
## (2) 貸出冊数

### 一般書の貸出冊数推移(10年間)

(単位：冊)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
本館	210,130	205,194	202,848	194,507	180,483	130,558	164,862	163,676	150,751	148,151
分館	1,082,473	1,028,872	1,002,301	990,030	878,953	672,555	848,331	810,245	775,910	757,933
計	1,292,603	1,234,066	1,205,149	1,184,537	1,059,436	803,113	1,013,193	973,921	926,661	906,084

### 一般書の貸出冊数推移

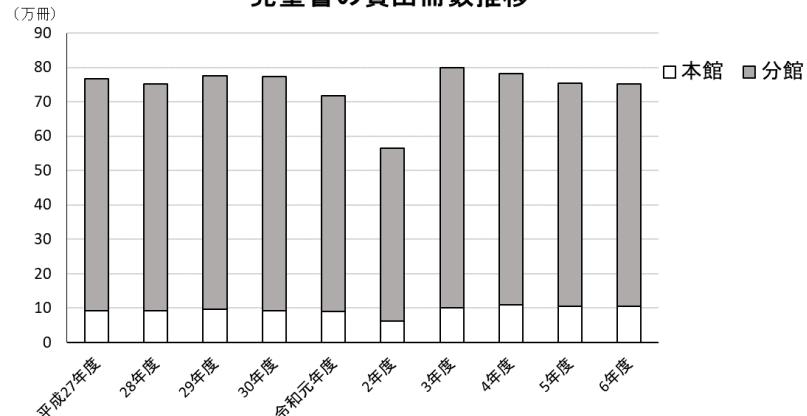


### 児童書の貸出冊数推移(10年間)

(単位：冊)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
本館	92,540	91,435	96,399	92,746	89,442	62,990	100,430	108,779	105,239	104,106
分館	674,826	660,603	679,851	681,087	628,141	501,297	699,541	672,430	648,764	648,837
計	767,366	752,038	776,250	773,833	717,583	564,287	799,971	781,209	754,003	752,943

### 児童書の貸出冊数推移

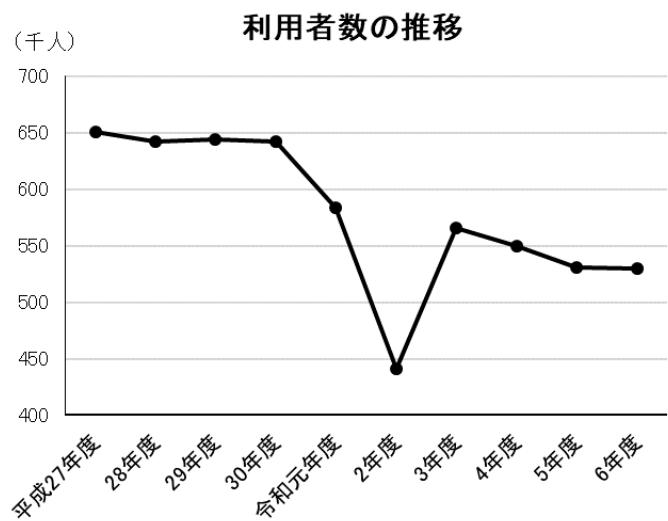


### (3) 利用者数

#### ア 利用者数の推移(10年間)

(単位：人)

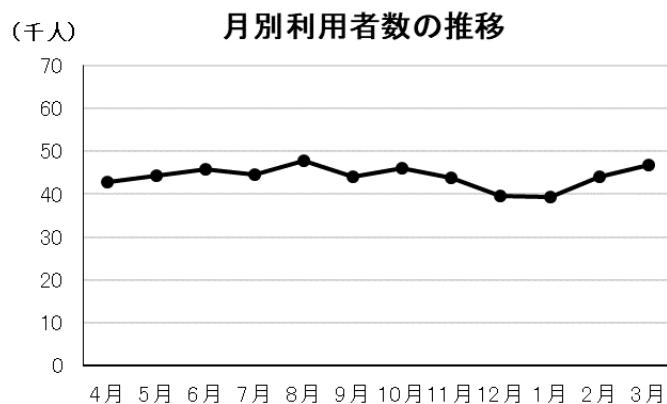
年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数	650,568	641,983	644,053	641,685	583,991	440,726	565,968	549,905	530,831	529,442



#### イ 月別利用者数の推移(令和6年度)

(単位：人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数	42,865	44,304	45,732	44,591	47,865	44,098	46,059	43,940	39,534	39,453	44,160	46,841	529,442



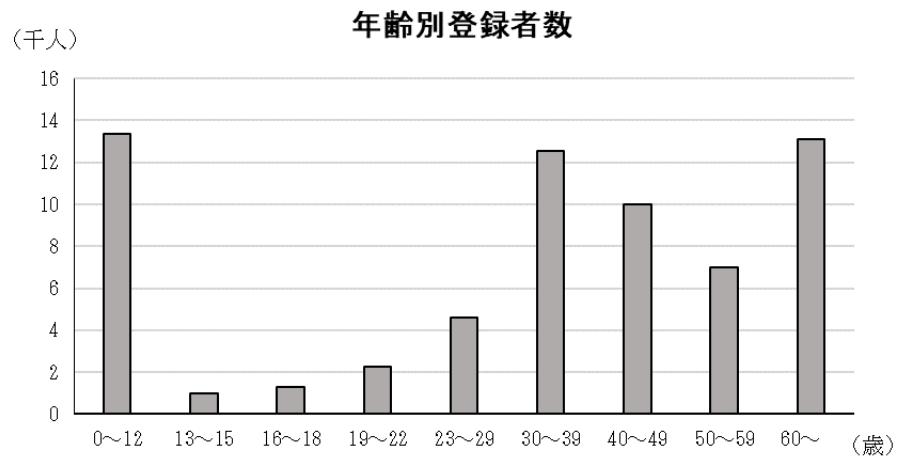
#### (4) 登録者数

##### 年齢別登録者数（令和7年3月31日現在）

(単位：人)

年齢	0～12	13～15	16～18	19～22	23～29	30～39	40～49	50～59	60～	計
登録者数	13,361	974	1,276	2,282	4,616	12,562	10,005	7,006	13,095	65,177

\*団体含まず



# 10 統計表一覧（令和6年度）

## (1) 館別分類別蔵書冊数

(単位：冊)

館名 分類		本館	豊四季台	田中	西原	南部	布施	永楽台	増尾	光ヶ丘	新富
総記	一般書	4,729	277	353	319	335	276	321	308	428	455
	児童書	287	69	175	78	119	89	164	109	138	83
	計	5,016	346	528	397	454	365	485	417	566	538
哲学	一般書	4,924	669	528	524	619	469	827	825	910	578
	児童書	235	74	89	56	88	70	67	82	76	99
	計	5,159	743	617	580	707	539	894	907	986	677
歴史	一般書	10,781	1,838	1,731	1,360	1,603	1,542	1,554	2,096	2,069	1,550
	児童書	1,027	344	414	420	345	400	424	418	426	427
	計	11,808	2,182	2,145	1,780	1,948	1,942	1,978	2,514	2,495	1,977
社会科学	一般書	16,603	2,220	2,498	1,872	2,366	2,213	2,333	2,742	2,735	2,045
	児童書	1,576	424	654	530	423	451	527	813	659	515
	計	18,179	2,644	3,152	2,402	2,789	2,664	2,860	3,555	3,394	2,560
自然科学	一般書	6,845	1,177	1,123	1,009	1,216	1,063	1,415	1,442	1,288	1,122
	児童書	2,295	1,004	1,410	1,264	732	906	1,189	1,015	1,382	1,272
	計	9,140	2,181	2,533	2,273	1,948	1,969	2,604	2,457	2,670	2,394
技術	一般書	5,688	1,494	2,009	1,682	1,769	1,618	1,867	1,827	1,859	1,747
	児童書	813	382	538	436	373	400	433	494	394	583
	計	6,501	1,876	2,547	2,118	2,142	2,018	2,300	2,321	2,253	2,330
産業	一般書	2,979	479	644	632	572	601	638	827	588	550
	児童書	531	224	323	268	189	222	288	201	247	342
	計	3,510	703	967	900	761	823	926	1,028	835	892
芸術	一般書	7,817	1,360	1,718	1,263	1,648	1,444	1,448	1,604	1,557	1,374
	児童書	1,134	213	668	656	310	451	444	519	463	604
	計	8,951	1,573	2,386	1,919	1,958	1,895	1,892	2,123	2,020	1,978
言語	一般書	2,080	226	315	258	314	257	283	251	365	259
	児童書	443	141	143	92	74	143	103	116	139	150
	計	2,523	367	458	350	388	400	386	367	504	409
文学	一般書	23,013	9,059	8,281	6,701	6,814	6,882	4,841	7,600	9,114	7,940
	児童書	15,279	7,546	11,661	8,871	7,992	8,343	10,111	9,282	10,262	9,696
	計	38,292	16,605	19,942	15,572	14,806	15,225	14,952	16,882	19,376	17,636
合計	一般書	85,459	18,799	19,200	15,620	17,256	16,365	15,527	19,522	20,913	17,620
	児童書	23,620	10,421	16,075	12,671	10,645	11,475	13,750	13,049	14,186	13,771
	計	109,079	29,220	35,275	28,291	27,901	27,840	29,277	32,571	35,099	31,391
館別比率(%)		13.8	3.7	4.5	3.6	3.5	3.5	3.7	4.1	4.4	4.0

館名 分類		高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども	保存庫	合計
総記	一般書	320	407	354	648	282	525	190	158	8,609	19,294
	児童書	132	80	91	110	71	91	70	42	349	2,347
	計	452	487	445	758	353	616	260	200	8,958	21,641
哲学	一般書	195	689	502	1,130	564	1,331	614	17	4,646	20,561
	児童書	69	71	63	89	79	95	62	22	227	1,713
	計	264	760	565	1,219	643	1,426	676	39	4,873	22,274
歴史	一般書	923	1,663	1,324	2,166	1,357	3,312	1,164	130	13,042	51,205
	児童書	558	313	390	479	275	424	341	58	1,248	8,731
	計	1,481	1,976	1,714	2,645	1,632	3,736	1,505	188	14,290	59,936
社会科学	一般書	681	2,773	2,092	3,166	1,821	3,494	1,491	735	22,797	76,677
	児童書	729	394	546	611	594	614	400	301	1,170	11,931
	計	1,410	3,167	2,638	3,777	2,415	4,108	1,891	1,036	23,967	88,608
自然科学	一般書	311	1,507	1,103	1,951	1,150	2,121	873	308	5,302	32,326
	児童書	1,117	888	1,119	1,531	919	1,195	657	1,076	2,314	23,285
	計	1,428	2,395	2,222	3,482	2,069	3,316	1,530	1,384	7,616	55,611
技術	一般書	459	1,704	1,394	1,915	1,455	2,368	1,306	699	5,002	37,862
	児童書	467	333	472	525	391	435	346	282	746	8,843
	計	926	2,037	1,866	2,440	1,846	2,803	1,652	981	5,748	46,705
産業	一般書	177	608	610	814	513	1,149	452	21	2,733	15,587
	児童書	287	222	217	403	246	222	230	116	291	5,069
	計	464	830	827	1,217	759	1,371	682	137	3,024	20,656
芸術	一般書	309	1,428	1,255	1,621	1,460	4,754	1,912	197	12,176	46,345
	児童書	511	399	533	710	344	386	263	398	974	9,980
	計	820	1,827	1,788	2,331	1,804	5,140	2,175	595	13,150	56,325
言語	一般書	73	383	281	587	235	729	158	10	1,435	8,499
	児童書	105	122	130	203	109	165	84	57	168	2,687
	計	178	505	411	790	344	894	242	67	1,603	11,186
文学	一般書	2,815	6,274	5,338	9,378	7,009	11,537	5,635	65	65,533	203,829
	児童書	8,245	8,515	8,874	10,883	8,729	9,411	7,640	15,556	28,308	205,204
	計	11,060	14,789	14,212	20,261	15,738	20,948	13,275	15,621	93,841	409,033
合計	一般書	6,263	17,436	14,253	23,376	15,846	31,320	13,795	2,340	141,275	512,185
	児童書	12,220	11,337	12,435	15,544	11,757	13,038	10,093	17,908	35,795	279,790
	計	18,483	28,773	26,688	38,920	27,603	44,358	23,888	20,248	177,070	791,975
館別比率 (%)		2.3	3.6	3.0	4.9	3.5	5.6	3.0	2.6	22.4	100.0

\*館名の「保存庫」は、本館・布施分館・沼南分館・こども図書館の保存庫の合計冊数

## (2) 館別月別図書貸出状況

(単位：冊)

館名 月		本館	豊四季台	田中	西原	南部	布施	永楽台	増尾	光ヶ丘	新富
4月	一般書	12,616	7,129	4,685	3,146	4,059	1,419	4,110	4,181	7,119	3,557
	児童書	7,715	4,941	7,588	1,692	2,695	747	2,764	2,171	3,262	2,719
	計	20,331	12,070	12,273	4,838	6,754	2,166	6,874	6,352	10,381	6,276
5月	一般書	12,998	7,669	4,748	3,350	4,462	1,482	4,181	4,512	7,177	3,657
	児童書	7,712	4,405	8,061	1,811	2,736	980	2,609	2,314	3,415	2,786
	計	20,710	12,074	12,809	5,161	7,198	2,462	6,790	6,826	10,592	6,443
6月	一般書	13,106	7,844	4,739	3,349	4,245	1,554	4,255	4,366	7,327	3,638
	児童書	9,308	5,548	8,557	2,104	3,441	959	3,267	2,796	3,875	2,915
	計	22,414	13,392	13,296	5,453	7,686	2,513	7,522	7,162	11,202	6,553
7月	一般書	12,497	7,384	4,605	3,086	4,317	1,467	3,974	4,102	6,486	3,356
	児童書	10,470	5,784	9,175	2,518	3,320	969	2,821	2,819	4,087	3,031
	計	22,967	13,168	13,780	5,604	7,637	2,436	6,795	6,921	10,573	6,387
8月	一般書	13,482	7,974	5,056	3,334	4,877	1,544	4,279	4,321	7,110	3,714
	児童書	12,131	5,802	9,468	2,344	4,133	894	2,903	3,175	4,061	3,454
	計	25,613	13,776	14,524	5,678	9,010	2,438	7,182	7,496	11,171	7,168
9月	一般書	12,369	7,648	4,893	2,986	4,401	1,540	3,972	4,106	6,589	3,250
	児童書	9,756	5,436	8,532	1,917	3,494	881	2,790	2,546	3,563	2,994
	計	22,125	13,084	13,425	4,903	7,895	2,421	6,762	6,652	10,152	6,244
10月	一般書	12,970	7,705	4,856	3,128	4,337	1,586	4,169	4,219	7,201	3,585
	児童書	8,616	5,340	8,468	2,053	3,306	698	3,263	2,580	3,826	3,048
	計	21,586	13,045	13,324	5,181	7,643	2,284	7,432	6,799	11,027	6,633
11月	一般書	10,428	7,336	4,319	2,841	4,184	1,606	4,129	4,227	6,479	3,204
	児童書	6,921	5,254	7,767	1,817	3,405	799	3,295	2,514	3,499	3,077
	計	17,349	12,590	12,086	4,658	7,589	2,405	7,424	6,741	9,978	6,281
12月	一般書	10,221	6,838	3,795	2,643	3,834	1,477	3,670	3,778	6,157	3,205
	児童書	6,274	5,067	6,645	1,602	2,731	767	3,094	2,368	3,274	2,843
	計	16,495	11,905	10,440	4,245	6,565	2,244	6,764	6,146	9,431	6,048
1月	一般書	12,015	6,468	3,657	2,509	3,640	1,236	3,877	3,485	6,061	3,119
	児童書	8,244	4,249	6,465	1,447	2,324	639	2,766	2,175	3,283	2,973
	計	20,259	10,717	10,122	3,956	5,964	1,875	6,643	5,660	9,344	6,092
2月	一般書	12,546	7,440	3,830	2,912	4,307	1,498	3,938	4,258	6,570	3,328
	児童書	8,207	5,312	6,879	1,732	3,255	793	2,985	2,443	3,115	2,682
	計	20,753	12,752	10,709	4,644	7,562	2,291	6,923	6,701	9,685	6,010
3月	一般書	12,903	7,468	4,396	3,128	4,335	1,554	4,492	4,404	6,855	3,709
	児童書	8,752	5,469	8,144	1,901	3,201	885	3,487	2,483	3,610	3,036
	計	21,655	12,937	12,540	5,029	7,536	2,439	7,979	6,887	10,465	6,745
合計	一般書	148,151	88,903	53,579	36,412	50,998	17,963	49,046	49,959	81,131	41,322
	児童書	104,106	62,607	95,749	22,938	38,041	10,011	36,044	30,384	42,870	35,558
	計	252,257	151,510	149,328	59,350	89,039	27,974	85,090	80,343	124,001	76,880
館別比率(%)		15.2	9.1	9.0	3.6	5.4	1.7	5.1	4.8	7.5	4.6

館名 月		高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども	柏の葉	合計	構成比率 (%)
4月	一般書	876	2,804	2,493	7,306	3,189	3,623	2,509	808	0	75,629	8.0
	児童書	236	1,487	1,866	3,459	1,126	741	1,980	10,105	0	57,294	
	計	1,112	4,291	4,359	10,765	4,315	4,364	4,489	10,913	0	132,923	
5月	一般書	907	3,015	2,413	7,694	3,196	3,530	2,864	784	0	78,639	8.2
	児童書	337	1,540	1,622	3,431	1,099	837	2,188	9,525	0	57,408	
	計	1,244	4,555	4,035	11,125	4,295	4,367	5,052	10,309	0	136,047	
6月	一般書	1,016	2,997	2,352	7,475	3,362	3,369	2,935	838	0	78,767	8.7
	児童書	318	1,489	1,685	4,112	1,309	791	2,537	11,242	0	66,253	
	計	1,334	4,486	4,037	11,587	4,671	4,160	5,472	12,080	0	145,020	
7月	一般書	956	2,860	2,128	7,251	3,126	3,327	2,615	857	0	74,394	8.7
	児童書	350	1,609	1,754	4,127	1,211	875	2,438	12,028	0	69,386	
	計	1,306	4,469	3,882	11,378	4,337	4,202	5,053	12,885	0	143,780	
8月	一般書	950	2,807	2,334	7,878	3,202	3,813	2,942	1,024	0	80,641	9.4
	児童書	303	1,579	2,060	4,311	1,264	1,264	2,848	12,827	0	74,821	
	計	1,253	4,386	4,394	12,189	4,466	5,077	5,790	13,851	0	155,462	
9月	一般書	947	2,814	2,410	7,041	3,213	3,361	2,769	789	0	75,098	8.4
	児童書	443	1,453	1,837	3,810	1,062	945	2,327	9,946	0	63,732	
	計	1,390	4,267	4,247	10,851	4,275	4,306	5,096	10,735	0	138,830	
10月	一般書	969	2,927	2,362	7,488	3,377	3,300	2,754	850	335	78,118	8.5
	児童書	322	1,574	1,397	4,250	1,248	652	2,217	9,883	383	63,124	
	計	1,291	4,501	3,759	11,738	4,625	3,952	4,971	10,733	718	141,242	
11月	一般書	975	2,848	2,288	6,780	3,068	3,243	2,631	690	1,939	73,215	8.2
	児童書	352	1,626	1,635	3,878	1,222	783	2,369	9,993	2,089	62,295	
	計	1,327	4,474	3,923	10,658	4,290	4,026	5,000	10,683	4,028	135,510	
12月	一般書	835	2,686	2,198	6,544	2,905	2,824	2,295	614	1,869	68,388	7.5
	児童書	288	1,209	1,543	3,685	1,111	627	2,135	8,793	2,066	56,122	
	計	1,123	3,895	3,741	10,229	4,016	3,451	4,430	9,407	3,935	124,510	
1月	一般書	934	2,655	2,097	5,801	2,961	2,824	2,190	707	2,153	68,389	7.4
	児童書	220	1,388	1,314	3,077	1,013	825	2,101	8,019	2,153	54,675	
	計	1,154	4,043	3,411	8,878	3,974	3,649	4,291	8,726	4,306	123,064	
2月	一般書	926	2,641	2,516	6,935	3,103	2,768	2,590	828	2,597	75,531	8.3
	児童書	331	1,365	1,505	3,681	1,068	413	2,310	10,439	2,874	61,389	
	計	1,257	4,006	4,021	10,616	4,171	3,181	4,900	11,267	5,471	136,920	
3月	一般書	570	2,931	2,587	6,988	3,481	2,842	2,830	1,050	2,752	79,275	8.8
	児童書	223	1,799	1,853	3,709	1,331	666	2,468	10,457	2,970	66,444	
	計	793	4,730	4,440	10,697	4,812	3,508	5,298	11,507	5,722	145,719	
合計	一般書	10,861	33,985	28,178	85,181	38,183	38,824	31,924	9,839	11,645	906,084	100.0
	児童書	3,723	18,118	20,071	45,530	14,064	9,419	27,918	123,257	12,535	752,943	
	計	14,584	52,103	48,249	130,711	52,247	48,243	59,842	133,096	24,180	1,659,027	
館別比率 (%)		0.9	3.1	2.9	7.9	3.1	2.9	3.6	8.0	1.5	100.0	

### (3) 館別月別利用者状況

(単位：人)

館名 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
本館	6,988	7,223	7,439	7,564	8,204	7,367	7,453	5,991
豊四季台	4,253	4,348	4,672	4,538	4,668	4,523	4,725	4,449
田中	3,094	3,254	3,257	3,279	3,509	3,267	3,330	2,903
西原	1,708	1,778	1,813	1,791	1,903	1,706	1,775	1,636
南部	2,010	2,181	2,272	2,216	2,567	2,328	2,314	2,230
布施	744	838	842	803	858	827	847	877
永楽台	2,302	2,352	2,450	2,266	2,407	2,284	2,521	2,433
増尾	2,162	2,295	2,326	2,226	2,373	2,190	2,250	2,255
光ヶ丘	3,751	3,829	3,908	3,730	3,886	3,659	3,961	3,577
新富	1,897	1,937	2,026	1,896	2,116	1,910	2,047	1,923
高田	557	588	622	570	577	606	594	613
根戸	1,464	1,557	1,573	1,535	1,520	1,480	1,611	1,589
新田原	1,516	1,423	1,414	1,361	1,469	1,458	1,404	1,365
松葉	4,009	4,189	4,213	4,107	4,353	4,025	4,265	4,016
藤心	1,620	1,637	1,715	1,607	1,696	1,604	1,745	1,628
沼南	1,601	1,640	1,590	1,554	1,783	1,547	1,601	1,610
高柳	1,454	1,569	1,632	1,515	1,699	1,552	1,635	1,588
こども	1,735	1,666	1,968	2,033	2,277	1,765	1,727	1,719
柏の葉	0	0	0	0	0	0	254	1,538
合計	42,865	44,304	45,732	44,591	47,865	44,098	46,059	43,940
月別比率(%)	8.1	8.4	8.6	8.4	9.0	8.3	8.7	8.3

館名 \ 月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	館別比率(%)
本館	5,535	6,822	7,094	7,428	85,108	7,092	16.1
豊四季台	4,028	3,679	4,480	4,586	52,949	4,412	10.0
田中	2,471	2,454	2,541	3,001	36,360	3,030	6.9
西原	1,471	1,354	1,649	1,720	20,304	1,692	3.8
南部	1,941	1,791	2,201	2,257	26,308	2,192	5.0
布施	763	682	763	850	9,694	808	1.8
永楽台	2,175	2,170	2,320	2,669	28,349	2,362	5.4
増尾	1,991	1,779	2,265	2,271	26,383	2,199	5.0
光ヶ丘	3,276	3,249	3,534	3,799	44,159	3,680	8.3
新富	1,752	1,761	1,731	1,960	22,956	1,913	4.3
高田	514	547	560	356	6,704	559	1.3
根戸	1,372	1,414	1,460	1,618	18,193	1,516	3.4
新田原	1,256	1,151	1,372	1,503	16,692	1,391	3.2
松葉	3,637	3,316	3,908	3,971	48,009	4,001	9.1
藤心	1,460	1,497	1,589	1,761	19,559	1,630	3.7
沼南	1,360	1,349	1,329	1,285	18,249	1,521	3.4
高柳	1,381	1,336	1,514	1,629	18,504	1,542	3.5
こども	1,540	1,443	1,785	1,938	21,596	1,800	4.1
柏の葉	1,611	1,659	2,065	2,239	9,366	781	1.8
合計	39,534	39,453	44,160	46,841	529,442	44,120	100.0
月別比率(%)	7.5	7.5	8.3	8.8	100.0		

#### (4) 館別月別登録状況（個人）

(単位：人)

館名 \ 月	令和6年3月末 累計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
本館	17,676	241	189	207	256	317	195	202	165
豊四季台	3,913	44	39	25	58	50	26	42	46
田中	3,517	52	43	49	105	45	37	40	42
西原	2,092	19	19	20	29	19	19	18	20
南部	3,577	37	32	49	59	70	36	48	41
布施	1,088	5	19	12	3	8	9	15	4
永楽台	2,484	25	17	24	35	18	23	25	24
増尾	2,479	22	15	20	27	30	14	18	19
光ヶ丘	4,537	44	47	31	39	33	22	36	36
新富	2,221	27	19	10	31	23	15	26	25
高田	1,904	2	1	1	3	2	1	1	0
根戸	1,546	14	16	14	25	16	15	13	15
新田原	1,344	13	6	10	12	9	11	2	9
松葉	4,701	29	34	25	43	30	42	40	31
藤心	2,016	5	14	14	8	18	11	15	9
沼南	2,026	20	14	11	19	21	22	17	26
高柳	2,103	11	16	17	21	21	22	22	13
こども	6,089	59	33	59	99	87	65	56	40
柏の葉	0	0	0	0	0	0	0	69	85
合計	65,313	669	573	598	872	817	585	705	650

館名 \ 月	12月	1月	2月	3月	新規登録 合計	除籍者数	令和7年3月末 累計	館別登録者 比率(%)	月平均
本館	123	208	217	200	2,520	2,269	17,927	27.5	210
豊四季台	33	33	31	28	455	421	3,947	5.7	38
田中	23	44	42	43	565	460	3,622	5.6	47
西原	17	14	10	14	218	251	2,059	3.2	18
南部	36	29	52	29	518	516	3,579	5.5	43
布施	6	5	5	9	100	115	1,073	2.0	8
永楽台	20	13	30	18	272	270	2,486	4.1	23
増尾	7	25	21	22	240	257	2,462	3.8	20
光ヶ丘	32	22	27	31	400	532	4,405	6.8	33
新富	19	14	21	20	250	294	2,177	3.3	21
高田	2	3	1	0	17	277	1,644	2.5	1
根戸	15	16	14	11	184	188	1,542	2.4	15
新田原	11	6	16	11	116	136	1,324	2.0	10
松葉	28	26	31	40	399	490	4,610	7.1	33
藤心	7	19	9	10	139	210	1,945	3.0	12
沼南	7	11	10	6	184	227	1,983	3.0	15
高柳	14	15	18	21	211	272	2,042	3.1	18
こども	44	39	72	58	711	774	6,026	9.2	59
柏の葉	30	32	54	54	324	0	324	0.5	27
合計	474	574	681	625	7,823	7,959	65,177	100.0	652

## (5) 団体利用状況

団体区分(一般)		(単位:点)
No.	団体名	貸出点数
1	中原小こどもルーム	338
2	松葉二小こどもルーム	685
3	柏第一小子どもルーム	90
4	柏八小子どもルーム	733
5	柏市立桜台保育園	29
6	柏市朗読奉仕サークル	9
7	柏第四小子どもルーム	6
8	布施近隣センター遊戯室	219
9	酒井根小子どもルーム	186
10	千葉県柏児童相談所	1,980
11	土南部小子どもルーム	597
12	高田小子どもルーム	245
13	田中小こどもルーム	266
14	増尾西小子どもルーム	59
15	西原幼稚園	150
16	こどもプラス柏の葉教室	81
17	咲保育園	43
18	放課後デイサービス アワー柏増尾台	27
19	花野井小子どもルーム	20
20	もじぎり読書会	42
21	光ヶ丘近隣センター内遊戯室	24
22	柏第五小子どもルーム	1,252
23	柏E C E C保育園	2
24	ハビー柏教室	222
25	風早北部小こどもルーム 第二保育室	360
26	放課後等ディサービス こどもプラス柏教室	504
27	高柳小こどもルーム	241
28	高柳児童センター	13
29	リトルガーデン柏の葉キャンパスインターナショナルスクール	3
30	南部こどもの広場	35
31	お昼の読書会	60
32	こびとのへや	87
33	東葛飾地区母親読書センター	99
34	松葉第一小子どもルーム	1,400
35	北柏駅前保育園わらび	117
36	ポレボレ (N P O こどもすペーす柏)	88
37	アイグラン保育園柏たなか駅前	899
38	市立柏病院内 ひまわり保育室	77
39	(特) N P O こどもすペーす柏	37
40	柏市しこだ児童センター	13
41	柏市こども部子育て支援課	20
42	こばんはうすくら 大津ヶ丘教室	71
43	巻石堂さくら保育園	6
44	高柳西小こどもルーム	239
45	柏市文化課	1
46	風早北部小学校こどもルーム	103
47	保育所 ちびっこランドまつば園	81
48	松葉読書会 れもん	65
49	かがみ読書会	29
50	かたくり 読書会	31

No.	団体名	貸出点数
51	社会福祉法人 董心会 柏さかさい保育園	68
52	ヴィヴァン亀甲台保育園	660
53	永楽台児童センター	19
54	柏子どもの本を読む会	47
55	株式会社 free style	21
56	柏市豊四季台児童センター	1
57	ステップアップなっつ	1
58	福祉朗読ハルの会	104
59	光ヶ丘地域柏市民健康づくり推進員	12
60	富勢小こどもルーム	1,583
61	スマイル・キッズ増尾	168
62	手作り科学館 Exedra (エクセドラ)	6
63	柏ひまわり保育園	151
64	大樹デイサービス柏	19
65	ふれあい親子広場わいわい (子育て支援課)	4
66	こども未来支援みらいのボクら	218
67	こどもプラス柏たなか教室	234
68	AIAI NURSERY 第二新柏	55
69	高柳B-BASE	196
70	AIAI NURSERY 柏たなか	119
71	ひなた保育園	58
72	柏市教育委員会 生涯学習部 中央公民館	155
73	スマイルキッズインターナショナル	28
74	市民活動支援課	1
75	童夢ガーデン柏保育園	126
76	放課後等デイサービス桜梅桃李	324
77	沼南読書会	8
78	児童発達支援 マハナの森 柏たなか教室	32
79	じいあい	160
80	柏市地域生活支援センター あいネット	10
81	こども相談センター	8
一般合計		16,580

団体区分(読み聞かせ)		(単位:点)
No.	団体名	貸出点数
1	西原小学校読み聞かせの会	14
2	ありえってい	1
3	藤心小学校図書ボランティア「おはなし会きらきら」	177
4	おはなしのへや	7
5	育児サークルほしの子	54
6	富勢小おはなしのへや	55
7	おはなしランド	2
8	高柳西小学校絵本の会	104
9	そらいろのたね (中原小読み聞かせグループ)	77
10	たかちやんのおはなし会	2
11	おはなしたまたばこ	98
12	にじいろ おはなしかい	192
13	ねどちゃん	41
14	おはなし あのね	133
15	おかあさんのおはなし会	37
16	キラキラおはなし会	9
17	おはなしおはなしグーチョキバー	29
18	高柳小学校読み聞かせボランティアの会	38
19	ぞうさんのしっぽ	246
20	シャリエお話会	105
21	ことのは	120
22	コペルプラス 柏松葉町教室	249
23	柏市立柏第一小学校ボランティア読み聞かせ おはなし隊	2
読み聞かせ合計		1,792

## 団体区分(学校支援)

(単位:点)

No.	団体名	貸出点数
1	柏市立柏第二小学校	68
2	柏市立柏第二小学校司書教諭	41
3	柏市立柏第三小学校司書教諭	49
4	柏市立柏第四小学校	20
5	柏市立柏第五小学校司書教諭	96
6	柏市立柏第六小学校	208
7	柏市立柏第六小学校司書教諭	61
8	柏市立光ヶ丘小学校司書教諭	63
9	柏市立土小学校司書教諭	139
10	柏市立富勢小学校	21
11	柏市立富勢小学校司書教諭	132
12	柏市立田中小学校	223
13	柏市立田中小学校司書教諭	367
14	柏市立田中北小学校司書教諭	1
15	柏市立土南部小学校	13
16	柏市立土南部小学校司書教諭	214
17	柏市立柏第七小学校司書教諭	22
18	柏市立柏第八小学校	53
19	柏市立柏第八小学校司書教諭	55
20	柏市立酒井根小学校司書教諭	8
21	柏市立旭小学校	17
22	柏市立藤心小学校司書教諭	12
23	柏市立逆井小学校司書教諭	58
24	柏市立豊小学校司書教諭	11
25	柏市立旭東小学校	14
26	柏市立旭東小学校司書教諭	24
27	柏市立松葉第一小学校司書教諭	7
28	柏市立花野井小学校	15
29	柏市立花野井小学校 司書教諭	50
30	柏市立松葉第二小学校	108
31	柏市立富勢西小学校司書教諭	11
32	柏市立風早南部小学校司書教諭	13
33	柏市立風早北部小学校	5
34	柏市立手賀西小学校司書教諭	128
35	柏市立手賀東小学校	30
36	柏市立手賀東小学校司書教諭	227
37	柏市立大津ヶ丘第一小学校司書教諭	206
38	柏市立大津ヶ丘第二小学校	19
39	柏市立大津ヶ丘第二小学校司書教諭	54
40	柏市立高柳西小学校	14
41	柏市立高柳西小学校司書教諭	11
42	柏市立柏中学校	55
43	柏市立柏中学校司書教諭	75
44	柏市立柏第二中学校司書教諭	27
45	柏市立土中学校	33
46	柏市立田中中学校	84
47	柏市立田中中学校司書教諭	345
48	柏市立光ヶ丘中学校	61
49	柏市立光ヶ丘中学校司書教諭	110

No.	団体名	貸出点数
50	柏市立柏第三中学校	32
51	柏市立柏第三中学校司書教諭	15
52	柏市立柏第四中学校司書教諭	4
53	柏市立南部中学校	7
54	柏市立柏第五中学校	214
55	柏市立柏第五中学校司書教諭	118
56	柏市立酒井根中学校	19
57	柏市立酒井根中学校司書教諭	37
58	柏市立西原中学校	36
59	柏市立逆井中学校司書教諭	112
60	柏市立松葉中学校	394
61	柏市立松葉中学校司書教諭	145
62	柏市立中原中学校	71
63	柏市立中原中学校司書教諭	46
64	柏市立豊四季中学校司書教諭	1
65	柏市立風早中学校	10
66	柏市立手賀中学校司書教諭	22
67	柏市立大津ヶ丘中学校司書教諭	5
68	柏市立高柳中学校	42
69	柏市立柏の葉中学校司書教諭	63
70	市立柏高等学校	153
71	柏市立柏高等学校 司書教諭	51
72	麗澤中・高等学校	92
	学校支援 合計	5,367

## 団体区分（相互協力）

(単位：点)

No.	団体名	貸出点数
1	県立中央図書館	35
2	県立西部図書館	43
3	県立東部図書館	19
4	千葉市立中央図書館	89
5	千葉市立みやこ図書館	18
6	千葉市立花見川図書館	4
7	千葉市立稻毛図書館	11
8	千葉市立若葉図書館	6
9	千葉市立緑図書館	26
10	千葉市立美浜図書館	15
11	市原市立図書館	42
12	習志野市立図書館	343
13	八千代市立大和田図書館	30
14	八千代市立八千代台図書館	12
15	八千代市立勝田台図書館	17
16	八千代市立緑が丘図書館	65
17	船橋市立西図書館	217
18	船橋市立中央図書館	309
19	船橋市立東図書館	399
20	船橋市立北図書館	142
21	市川市中央図書館	521
22	浦安市立図書館	246
23	鎌ヶ谷市立図書館	197
24	白井市立図書館	66
25	松戸市立図書館	699
26	野田市立興風図書館	220
27	流山市立図書館	132
28	流山市立森の図書館	68
29	流山市立木の図書館	44
30	流山市立南流山地域図書館	93
31	我孫子市民図書館	425
32	印西市立図書館	384
33	佐倉市立佐倉図書館	14
34	佐倉市立志津図書館	78
35	佐倉市立佐倉南図書館	13
36	佐倉市白井公民館図書室	30
37	成田市立図書館	42
38	四街道市立図書館	28
39	八街市立図書館	40
40	富里市立図書館	22

No.	団体名	貸出点数
41	酒々井町立図書館	6
42	香取市立佐原中央図書館	29
43	銚子市立公正図書館	21
44	旭市立図書館	11
45	匝瑳市八日市場図書館	10
46	東金市立図書館	50
47	山武市松尾図書館	51
48	山武市成東図書館	32
49	山武市さんぶの森図書館	18
50	横芝光町立図書館	25
51	多古町立図書館	4
52	茂原市立図書館	42
53	勝浦市立図書館	3
54	館山市立図書館	36
55	鴨川市立図書館	11
56	木更津市立図書館	41
57	君津市立図書館	19
58	富津市立図書館	8
59	袖ヶ浦市立図書館	54
60	南房総市千倉図書館	9
61	いすみ市大原公民館図書室	1
62	ふれあいプラザさかえ図書室	38
63	大網白里市図書室	54
64	長生村文化会館図書室	11
65	相互貸借 県内	6
66	相互貸借 県外	31
	相互協力 合計	5,825

## (6) 視聴覚資料利用状況

### ア 視聴覚資料所蔵点数

(単位：点)

C D	テープ	D V D	ビデオ	合計
5,856	204	1,274	96	7,430

### イ 視聴覚資料貸出状況

(単位：点)

C D	テープ	D V D	ビデオ	合計
8,635	76	3,127	31	11,869

## (7) 障がい者サービス

項目 月	利用者数 (人)	貸出状況			登録状況(人)		
		図書(冊)	視聴覚資料 (点)	合計	新規	除籍	合計
4月	9	29	0	29	0	0	79
5月	8	21	0	21	2	0	81
6月	11	49	0	49	0	0	81
7月	10	50	0	50	1	0	82
8月	8	39	0	39	0	0	82
9月	10	48	0	48	1	0	83
10月	11	57	0	57	1	0	84
11月	9	35	0	35	0	0	84
12月	13	68	4	72	0	0	84
1月	10	37	0	37	1	0	85
2月	11	53	0	53	0	0	85
3月	11	45	3	48	0	0	85
合計	121	531	7	538	6	0	85

## (8) リサイクル図書

利用者数 (人)	冊数 (冊)
1,175	2,199

(9) コピー利用状況

件数(件)	枚数(枚)
1,124	7,074

(10) 予約受付件数・処理件数

ア 予約受付件数・取消件数

(単位: 件)

	予約受付件数	予約取消件数
一般	343,489	43,129
児童	136,368	13,203
視聴覚	5,006	387
雑誌	19,286	2,301
合計	504,149	59,020

※R6.4.1～R7.3.31に予約受付・取消された件数

イ 予約提供件数・提供不能件数

(単位: 件)

提供件数	提供件数(内訳)			提供不能件数
	所蔵	購入	借用	
一般	345,191	337,903	3,524	3,764
児童	137,860	137,256	362	242
視聴覚	5,325	5,325	0	0
雑誌	18,910	18,850	0	60
合計	507,286	499,334	3,886	4,066

※R6.4.1～R7.3.31に予約に基づいて処理した件数

※前年度に受け付けた予約分も処理が完結するのが翌年度になることがあるので

「ア 予約受付件数・取消件数」とは一致しない。

## 逐次刊行物について

## (1) 令和6年度雑誌

※ 誌名に『月刊』『週刊』が付く場合は誌名扱いとし、誌名の五十音順に配列した。

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳
1	AERA	週刊	○							○									
2	AERA with Kids	季刊	○											○					
3	明日の友	隔月刊	○																
4	アニメージュ	月刊	○																
5	ALPS	季刊	○																
6	安心	隔月刊											○						
7	&Premium	月刊							○							○			
8	家の光	月刊													○				
9	一枚の繪	隔月刊														○			
10	一個人	隔月刊								○							○		
11	田舎暮らしの本	月刊		○															
12	WiLL	月刊	○																
13	VERY	月刊									○		○						
14	うかたま	季刊		○															
15	潮	月刊	○																
16	美しいキモノ	季刊		○															
17	英語教育	月刊	○																
18	栄養と料理	月刊	○																
19	Yell Sports千葉	季刊	○																
20	エクステリア&ガーデン	季刊							○										
21	S-Fマガジン	隔月刊	○																
22	E S T R E L A (エストレーラ)	月刊	○																
23	ESSE	月刊	○									○		○		○			
24	NHK開幕講座	月刊			○														
25	NHKきょうの健康	月刊	○	○	○			○	○	○	○								
26	NHKきょうの料理	月刊	○	○			○	○	○	○		○			○				○
27	NHKきょうの料理ビギナーズ	月刊																	
28	NHK趣味の園芸	月刊	○		○			○			○		○		○				
29	NHK趣味の園芸やさしい時間	隔月刊																	○
30	NHK将棋講座	月刊												○					
31	NHKすてきにハンドメイド	月刊			○					○		○		○	○				
32	エネルギーレビュー	月刊	○																
33	FQ JAPAN	季刊																	○
34	MJ	季刊	○																
35	ELLE gourmet	隔月刊	○													○			
36	ELLE DECOR	年5回刊	○																
37	LDK	月刊	○															○	
38	園芸ガイド	年4回刊									○								
39	園芸JAPAN	月刊												○					
40	えんぶ	隔月刊	○																
41	OCEANS	月刊																	○
42	オール讀物	隔月刊	○								○								
43	男の隠れ家	月刊									○			○					
44	おとなの週末	月刊																	
45	おりがみ	月刊																	○
46	オレンジページ	月2回刊	○		○														
47	音楽と人	月刊												○					
48	音楽の友	月刊	○																
49	CAR and DRIVER	月刊						○											
50	Casa BRUTUS	月刊																	○
51	Garden & Garden	季刊											○						
52	岳人	月刊																	○
53	學鑑	季刊	○																
54	学校図書館	月刊	○																
55	CUT	月刊								○									
56	家庭画報	月刊														○			
57	ガバナンス	月刊	○																
58	かりん	月刊	○																
59	季刊 i i c h i k o	季刊	○																
60	企業診断	月刊	○																
61	キネマ旬報	月刊	○																
62	CAPA	月刊																	○
63	近代盆栽	月刊	○																
64	ku:nel	隔月刊						○							○				
65	Goods Press	月刊															○		

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳
66	暮しの手帖	隔月刊	○		○	○		○			○	○	○						
67	くらし塾きんゆう塾	季刊	○																
68	CLASSY	月刊	○																
69	C R E A (クレア)	季刊						○											
70	クロワゼ	季刊						○											
71	クロワッサン	月2回刊	○	○				○							○	○			
72	群像	月刊	○																
73	ケアマネジャー	月刊			○														
74	経済セミナー	隔月刊	○																
75	芸術新潮	月刊	○																
76	GOETHE	月刊						○											
77	月刊京都	月刊	○																
78	月刊クーヨン	月刊																○	
79	月刊ぐるっと千葉	月刊	○																
80	月刊基ワールド	月刊													○				
81	月刊自家用車	月刊													○				
82	月刊社会教育	月刊	○																
83	月刊新聞ダイジェスト	月刊	○																
84	月刊天文ガイド	月刊	○																
85	月刊Newsがわかる	月刊	○																
86	月刊バスケットボール	月刊								○									
87	月刊福祉	月刊	○																
88	健康	季刊				○	○												
89	健康365	月刊	○																
90	現代の図書館	季刊	○																
91	現代詩手帖	月刊	○																
92	鴻	月刊	○																
93	後期のたまごクラブ	季刊															○		
94	後期のひよこクラブ	季刊							○							○			
95	航空ファン	月刊	○																
96	皇室	季刊	○																
97	国鉄時代	季刊	○																
98	国立国会図書館月報	月刊	○																
99	COTTON FRIEND	年2回刊							○										
100	子どもと読書	隔月刊	○																
101	子どもとよかん	季刊	○																
102	子供の科学	月刊	○																
103	子どもの本棚	月刊	○																
104	kodomoe	隔月刊									○						○		
105	この本読んで!	季刊															○		
106	コミュニティ	年2回刊	○																
107	GOLF DIGEST	月刊														○			
108	THE 21	月刊												○					
109	サッカーダイジェスト	月刊															○		
110	Safari	月刊															○		
111	サラサーテ	隔月刊	○															○	
112	サンキュ!	月刊				○												○	
113	サンデー毎日	週刊			○														
114	散歩の達人	月刊								○				○					
115	CD Journal	季刊	○																
116	JR時刻表	月刊									○							○	
117	JTB時刻表	月刊	○								○			○					
118	鳴	月刊	○																
119	市政	月刊	○																
120	思想	月刊	○																
121	c i t y & l i f e	年3回刊	○																
122	児童文芸	季刊	○																
123	週刊エコノミスト	週刊	○																
124	週刊金曜日	週刊	○																
125	週刊新刊全点案内	週刊	○																
126	週刊新潮	週刊	○											○					
127	週刊ダイヤモンド	週刊	○																
128	週刊東洋経済	週刊	○																
129	週刊文春	週刊	○							○			○	○		○	○		
130	週刊ベースボール	週刊	○																
131	ジュリスト	月刊	○																
132	将棋世界	月刊	○											○					
133	小説現代	月刊			○						○								
134	小説新潮	月刊	○							○									
135	小説推理	月刊								○									

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳
136	小説すばる	月刊					○												
137	小説宝石	隔月刊				○													
138	商店建築	月刊	○																
139	書斎の窓	隔月刊	○																
140	女性情報	月刊	○																
141	新幼児と保育	季刊	○																
142	新建築	月刊	○																
143	新潮	月刊	○														○		
144	S W I T C H	月刊												○					
145	ずいひつ流星	年2回刊	○																
146	数学セミナー	月刊	○																
147	SCREEN	月刊														○			
148	STORY	月刊	○											○					
149	すばる	月刊	○																
150	Sports Graphic Number	月2回刊												○					
151	住まいの設計	隔月刊						○	○							○			
152	スマッシュ	月刊										○							
153	住む。	季刊	○																
154	相撲	月刊	○																
155	青春と読書	月刊	○																
156	声優アニメディア	月刊	○																
157	正論	月刊	○																
158	世界	月刊	○																
159	世界の艦船	月刊	○																
160	専門料理	月刊	○																
161	壮快	隔月刊											○						
162	総務省	月刊	○																
163	蕎麦春秋	季刊	○																
164	ダ・ヴィンチ	月刊							○										
165	Tarzan	月2回刊													○				
166	T I M E (タイム)	隔週刊	○																
167	DIME	月刊							○										
168	ダイヤモンドZAi	月刊		○	○											○			
169	太陽の舟	月刊	○																
170	旅と鉄道	隔月刊				○													
171	旅の手帖	月刊					○									○			
172	短歌	月刊	○																
173	DANCE MAGAZINE	月刊	○																
174	淡青	年2回刊	○																
175	dancyu	季刊														○			
176	地域防災	隔月刊	○																
177	ちいさいなかま	月刊														○			
178	地方自治	月刊	○																
179	チャイルドヘルス	月刊														○			
180	中央公論	月刊	○																
181	中期のたまごクラブ	季刊							○										
182	中期のひよこクラブ	季刊								○									
183	チルチンびと	季刊															○		
184	つり人	月刊	○																
185	Discover Japan	月刊	○																
186	DISNEY FAN	月刊													○		○		
187	デジタルカメラ・マガジン	月刊								○									
188	鉄道ジャーナル	月刊	○		○														
189	鉄道ダイヤ情報	月刊									○								
190	鉄道ピクトリアル	月刊	○																
191	鉄道ファン	月刊	○													○		○	
192	天然生活	月刊	○								○	○							
193	投資手帖	月刊	○																
194	図書	月刊	○																
195	図書館雑誌	月刊	○																
196	DOS/V POWER REPORT	季刊											○						
197	Nursing	季刊	○																
198	NATIONAL GEOGRAPHIC	月刊	○																
199	ナチュリラ	年2回刊														○			
200	nicola	月刊	○																
201	にちぎん	季刊	○																
202	日経WOMAN	月刊	○	○													○		
203	日経エンタテインメント!	月刊																	
204	日経グローバル	月2回刊	○																
205	日経サイエンス	月刊	○																

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳
206	日経トップリーダー	月刊	○																
207	日経トレンドイ	月刊	○													○			
208	日経パソコン	隔週刊	○																
209	日経PC21	月刊									○								
210	日経ビジネス	週刊	○																
211	日経ヘルス	季刊								○									
212	日経マネー	月刊		○					○										
213	日経クロストレンド	月刊	○																
214	日経コンピュータ	隔週刊	○																
215	日本児童文学	隔月刊	○																
216	日本教育	月刊	○																
217	Newtype	月刊	○																
218	Newsweek	週刊	○																
219	Newton	月刊	○																
220	ぬかる道	月刊	○																
221	ねこ	不定期刊						○											
222	ノジュール	月刊									○		○						
223	野田文学	年1回刊	○																
224	non・no	月刊											○						
225	Harvard Business Review	月刊	○																
226	俳句	月刊	○																
227	Bicycle Club	隔月刊	○																
228	初めてのたまごクラブ	季刊																○	
229	初めてのひよこクラブ	季刊								○								○	
230	H a p p y - N o t e	季刊																○	
231	母の友	月刊			○													○	
232	ハヤカワミステリマガジン	季刊	○																
233	ハルメク	月刊	○													○	○		
234	Band Journal	月刊	○																
235	判例時報	旬刊	○																
236	BE-PAL	月刊								○									
237	美術手帖	季刊	○																
238	美人百花	月刊			○													○	
239	HIRAGANA TIMES	月刊	○																
240	ファイナンス	月刊	○																
241	F O R T U N E	隔月刊	○																
242	フォトコン	月刊															○		
243	婦人画報	月刊								○								○	
244	婦人公論	月刊	○	○	○														
245	婦人之友	月刊	○							○									
246	武道	月刊	○																
247	HULA Le'a	季刊																○	
248	FLIX	隔月刊																○	
249	BRUTUS	月2回刊								○									
250	ふれあいらしんばん	隔月刊	○																
251	プレジデント	月2回刊														○			
252	プレジデントFamily	季刊							○									○	
253	Precious	月刊							○										
254	文學界	月刊	○																
255	文藝	季刊	○																
256	文藝春秋	月刊	○	○					○		○		○		○	○	○	○	
257	BEST FLOWER ARRANGEMENT	季刊							○										
258	Baby - mo	季刊	○	○														○	
259	pen	月刊											○						
260	ほいくあつぶ	季刊																○	
261	Voice	月刊	○																
262	法学教室	月刊	○																
263	法学セミナー	月刊	○																
264	訪問看護と介護	隔月刊	○																
265	星ナビ	月刊	○																
266	本の雑誌	月刊	○																
267	本郷	隔月刊	○																
268	Mart	季刊			○														
269	MyGARDEN	季刊			○														
270	毎日フォーラム	季刊	○																
271	槇	年1回刊	○																
272	Mac Fan	隔月刊	○																
273	MAMOR	月刊	○																
274	Mr. PC	季刊											○						
275	ミセスのスタイルブック	季刊										○							

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館															
			本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南
276	未来	季刊	○															
277	みんなの図書館	月刊	○															
278	MEN'S EX	年3回刊	○															
279	MEN'S NON-NO	月刊													○			
280	MORE	月刊									○	○						
281	MOE	月刊	○														○	
282	Motor Magazine	月刊	○							○								
283	Motorcyclist	月刊							○									
284	文字の大きな時刻表	季刊							○							○		
285	Model Graphix	月刊													○			
286	mono	月2回刊							○									
287	m o m o	年2回刊															○	
288	やさい畑	隔月刊						○										
289	山と渓谷	月刊	○															
290	ユーチュアープレス	季刊	○															
291	UP	月刊	○															
292	ゆうゆう	月刊							○	○								
293	ユリイカ	月刊	○															
294	yoga JOURNAL	季刊									○							
295	ラジオ深夜便	月刊	○															
296	ランナーズ	月刊													○			
297	LEE	月刊												○	○			
298	リベラルタイム	月刊	○															
299	旅行読売	月刊							○									
300	れいろう	月刊	○															
301	歴史街道	月刊		○										○				
302	歴史群像	隔月刊			○													
303	歴史人	月刊	○															
304	レタスクラブ	月刊								○								○
305	W o r k s	隔月刊	○															
306	私のカントリー	年2回刊							○									
307	和樂	隔月刊						○										
308	Wan	季刊											○					

## (2) 令和6年度購読新聞一覧

分類	紙名	館名	保存期間
一般紙	朝日新聞	本館	3か月
		西原	2か月(朝刊のみ)
		永楽台	2か月(朝刊のみ)
		布施	2か月(朝刊のみ)
		増尾	2か月(朝刊のみ)
		沼南	2か月(朝刊のみ)
		高柳	2か月(朝刊のみ)
	産経新聞	本館	1年
		布施	2か月
		増尾	2か月
		藤心	2か月
	東京新聞	本館	1年
		田中	2か月(朝刊のみ)
		南部	2か月(朝刊のみ)
		西原	2か月(朝刊のみ)
		永楽台	2か月(朝刊のみ)
	日本経済新聞	本館	3か月
		豊四季台	2か月(朝刊のみ)
		光ヶ丘	2か月(朝刊のみ)
		松葉	2か月(朝刊のみ)
		沼南	2か月(朝刊のみ)
	毎日新聞	本館	3か月
		豊四季台	2か月(朝刊のみ)
		南部	2か月(朝刊のみ)
		光ヶ丘	2か月(朝刊のみ)
		根戸	2か月(朝刊のみ)
	読売新聞	本館	3か月
		田中	2か月(朝刊のみ)
		新富	2か月(朝刊のみ)
		新田原	2か月(朝刊のみ)
		松葉	2か月(朝刊のみ)
		藤心	2か月(朝刊のみ)
こども向け	朝日小学生新聞	本館	1年
		西原	2か月
		永楽台	2か月
		沼南	2か月
	朝日中高生新聞	本館	1年
		布施	2か月
		増尾	2か月
		高柳	2か月
	毎日小学生新聞	本館	1年
		豊四季台	2か月
		南部	2か月
		光ヶ丘	2か月
		根戸	2か月
	読売KODOMO新聞	本館	1年
		田中	2か月
		新田原	2か月
		松葉	2か月
		こども	2か月
	読売中高生新聞	本館	1年
		新富	2か月
		藤心	2か月

※ 縮刷版は（4）縮刷版、マイクロフィルム等各種資料所蔵状況を参照

### (3) オンラインデータベース

すべて本館参考資料室内での提供

名 称	収録内容
朝日新聞クロスサーチ・フォーライブ ラリー（朝日新聞）	「朝日新聞縮刷版」1879年～1999年の記事検索と紙面イメージ 「朝日新聞」1985年以降の記事検索 「AERA」1988年5月（創刊）以降の記事検索 「週刊朝日」2000年4月から2023年6月（休刊号）までのニュース記事検索 「知恵蔵（現代用語辞典）」の閲覧 など
ヨミダス（読売新聞）	「読売新聞」1978年以降のテキスト記事検索 「The Japan News」1989年以降のテキスト記事検索 「現代人名録」
日経テレコン21（日本経済新聞）	「日本経済新聞」1981年10月以降の記事（全文収録）の検索 朝夕刊 見出しと一部記事の抄録のみ：1975年4月～ 「日経産業新聞」1981年10月以降の記事検索 「日経MJ（日経流通新聞）」1985年以降の記事検索 その他、日経速報ニュース、人事異動情報、統計、各種データなどの記事検索など
官報情報検索サービス	昭和22年5月3日（日本国憲法施行日）分から直近までの官報情報の検索・閲覧

(4) 縮刷版、マイクロフィルム等各種資料所蔵状況

資料名	所蔵
官報	昭和 39 年(欠あり), 昭和 40 年～昭和 57 年(マイクロフィルム) 昭和 22 年 5 月～(データベース) 紙資料 3 年保存(令和 7 年 3 月発行分まで)
千葉県報	紙資料 2 年保存(令和 7 年 3 月発行分まで)
新聞縮刷版	朝日新聞 明治 35 年 5 月～ 欠号: 昭和 35 年 5 月, 昭和 37 年 2 月・10 月, 昭和 40 年 3～6 月, 昭和 44 年 8 月
	毎日新聞 昭和 48 年 3 月～ 欠号: 昭和 60 年 9 月～12 月
	読売新聞 昭和 37 年 10・11 月, 昭和 38 年 6 月, 昭和 48 年 3 月～
	日本経済新聞 昭和 48 年 3 月～ 欠号: 平成 9 年 4 月
	千葉日報 昭和 51 年 7 月, 昭和 52 年 4 月～平成 16 年 3 月 平成 16 年 4 月～(CD-ROM 及び DVD-ROM)
朝日新聞(全国版)	昭和 35 年 5 月, 昭和 37 年 2 月, 昭和 40 年 3～6 月, 昭和 44 年 8 月(マイクロフィルム)
毎日新聞(全国版)	昭和 60 年 9 月～12 月(マイクロフィルム)
朝日新聞(千葉版)	昭和 28 年～平成 22 年 4 月(マイクロフィルム)
毎日新聞(全地方版)	平成 26 年～令和 2 年(DVD-ROM)
毎日新聞(千葉版)	昭和 2 年～平成 23 年 4 月(マイクロフィルム) 平成 24 年～25 年(DVD-ROM)
読売新聞(千葉版)	昭和 41 年～平成 22 年 12 月(マイクロフィルム) 平成 24 年～28 年(DVD-ROM)
柏市民新聞	昭和 31 年～平成 13 年(マイクロフィルム) 昭和 31 年～63 年(現物 閲覧不可) 平成 14 年・15 年欠号 平成 16 年～(現物) 欠号(昭和 63 年 4 月～平成 3 年 3 月まで休刊)
電話帳	全国版(欠号あり) 最新版のみ
住宅地図	柏市 1959(昭和 34) 年～(欠あり)
	松戸市 1980(昭和 55) 年～(欠あり)
	流山市 1973(昭和 48) 年～(欠あり)
	我孫子市 1973(昭和 48) 年～(欠あり)
	野田市 1981(昭和 56) 年～(欠あり)
	白井市 2004(平成 16) 年～(欠あり)
	鎌ヶ谷市 1985(昭和 60) 年, 2004(平成 16) 年～(欠あり)
	印西市 2005(平成 17) 年～(欠あり)
	沼南町 1980(昭和 55) 年～2003(平成 15) 年(欠あり), 2007(平成 19) 年から, 合併により柏市版に収録

(5) 永年保存雑誌所蔵

雑誌名	所蔵
葛飾文藝	2002年7月(54号)～2023年3月 92号まで 欠号あり
かりん	2010年1月(33巻1号通巻381号)～継続
現代の図書館	【合冊製本】 1970年1月(8巻1号)～2004年12月(42巻4号)
	2005年3月(43巻1号)～継続
鴻	2010年9月(5巻9号通巻51号)～継続 欠号あり
江南文学	【合冊製本】 1973年6月(創刊号)～2007年12月(通巻55号)欠号あり
	2008年6月(通巻56号)～2018年12月(通巻77号) 欠号あり
子どもと読書	【合冊製本】 1988年5月(18巻5号通巻201号)～2005年(通巻354号)
	2006年1月(通巻355号)～継続
こどもとしょかん	2001年春(通巻89号)～継続
子どもの本棚	【合冊製本】 1971年1号～2006年12月(35巻12号通巻458号)欠号あり
	2007年1月(36巻1号通巻459号)～継続
子どもと昔話	【合冊製本】 2000年4月(通巻3号)～2005年(通巻25号) 欠号あり
	2006年1月(通巻26号)～2020年1月(通巻82号)
ずいひつ流星	2006年1月～継続 欠号あり
太陽の舟	2010年1月(32巻1号)～継続 欠号あり
タラの木	1994年6月(2号)～2022年9月(30号) 欠号あり
図書館雑誌	復刻版 1907年10.17(通巻1号)～1944年8.15(通巻294号)
	【合冊製本】 1965年1月(59巻1号通巻59号)～2006年12月(100巻12号通巻997号)
	2007年1月(101巻1号通巻998号)～継続
日本児童文学	1971年8(17巻8号通巻178号)～継続 欠号あり
野田文学	2002年(3号)～継続 欠号あり
ぽらん	【合冊製本】 1983年(通巻1号)～2009年(通巻54号)欠号あり
	2010年(通巻55号, 56号)
みんなの図書館	【合冊製本】 1978年12月(通巻17号)～2010年12月(通巻404号)欠号あり
	2011年1月(通巻405号)～継続
れいろう	2011年1月(通巻648号)～継続 欠号あり

## 1 2 法規関係

### 1 社会教育法

昭和24年6月10日

昭和二十四年法律第二百七号

最終改正 令和4年6月17日

令和4年法律第六八号

#### 第一章 総則

##### (この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

##### (社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

##### (国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

##### (国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

##### (市町村の教育委員会の事務)

- 第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。
- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
  - 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
  - 三 公民館の設置及び管理に関すること。
  - 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関するこ
  - 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関するこ
  - 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関するこ
  - 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関するこ
  - 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関するこ
  - 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関するこ
  - 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関するこ
  - 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関するこ
  - 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関するこ
  - 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関するこ
  - 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関するこ
  - 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関するこ
  - 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関するこ
  - 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関するこ
  - 十八 情報の交換及び調査研究に関するこ
  - 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の

関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長

及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

#### (図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

### 第二章 社会教育主事等

#### (社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

#### (社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

#### (社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したものの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業にお

ける業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### 第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する

事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

#### 第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省

令で定める基準を参照するものとする。

## 第十九条 削除

### 第五章 公民館

#### (目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### (公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### (公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### (公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いていた処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

## 第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受け

なければならない。

- 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

- 2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

## 第七章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

- 2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財團法人の行う通信教育で社会教育

上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

（認定手数料）

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

（郵便料金の特別取扱）

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

（通信教育の廃止）

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

（報告及び措置）

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

（認定の取消）

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いていた処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則（略）

## 2 図書館法

昭和25年4月30日

昭和二十五年法律第百十八号

最終改正 令和5年12月13日

令和五年法律第八十六号

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

#### (図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

#### (司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文

庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。  
(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第三章 私立図書館

#### 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

#### 附 則 (略)

### 3 図書館法施行令

昭和34年4月30日

昭和三十四年政令第百五十八号

内閣は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二十条第二項の規定に基き図書館法施行令（昭和二十五年政令第二百九十三号）の全部を改正するこの政令を制定する。

図書館法第二十条第一項に規定する図書館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費附帯工事費及び事務費
- 二 設備費 図書館に備え付ける図書館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

附 則（略）

## 4 図書館法施行規則

昭和25年9月6日

昭和二十五年文部省令第二十七号

最終改正：令和4年9月30日

令和四年文部科学省令第三十四号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第六条第二項、第十九条及び附則第十項の規定に基き、図書館法施行規則を次のように定める。

### 第一章 図書館に関する科目

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館サービス概論	二
	情報サービス論	二
	児童サービス論	二
	情報サービス演習	二
	図書館情報資源概論	二
	情報資源組織論	二
	情報資源組織演習	二

乙群	図書館基礎特論	一
	図書館サービス特論	一
	図書館情報資源特論	一
	図書・図書館史	一
	図書館施設論	一
	図書館総合演習	一
	図書館実習	一

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

## 第二章 司書及び司書補の講習

### (趣旨)

第二条 法第六条に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

### (司書の講習の受講資格者)

第三条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を卒業した者
- 二 法第五条第一項第三号イからハまでに掲げる職にあつた期間が通算して二年以上になる者
- 三 法附則第八項の規定に該当する者
- 四 その他文部科学大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

### (司書補の講習の受講資格者)

第四条 司書補の講習を受けることができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（法附則第十項の規定により大学に入学するとのできる者に含まれる者を含む。）とする。

### (司書の講習の科目の単位)

第五条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館サービス概論	二
	情報サービス論	二
	児童サービス論	二
	情報サービス演習	二
	図書館情報資源概論	二
	情報資源組織論	二
	情報資源組織演習	二
乙群	図書館基礎特論	一
	図書館サービス特論	一
	図書館情報資源特論	一
	図書・図書館史	一
	図書館施設論	一
	図書館総合演習	一
	図書館実習	一

2 司書の講習を受ける者がすでに大学（法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

3 司書の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(司書補の講習の科目の単位)

第六条 司書補の講習において司書補となる資格を得ようとする者は、次の表に掲げるすべての科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

科目	単位数
生涯学習概論	一
図書館の基礎	二
図書館サービスの基礎	二
レファレンスサービス	一
レファレンス資料の解題	一
情報検索サービス	一
図書館の資料	二
資料の整理	二
資料の整理演習	一
児童サービスの基礎	一
図書館特講	一

2 司書補の講習を受ける者がすでに大学（法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

3 司書補の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(単位の計算方法)

第七条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項に定める基準によるものとする。

（単位修得の認定）

第八条 単位修得の認定は、講習を行う大学が、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

（修了証書の授与）

第九条 講習を行う大学の長は、第五条又は第六条の規定により、司書の講習又は司書補の講習について、所定の単位を修得した者に対して、それぞれの修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

（講習の委嘱）

第十条 法第五条第一項第一号の規定により文部科学大臣が大学に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適當と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

（実施細目）

第十一條 受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

### 第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### 第四章 準ずる学校

（大学に準ずる学校）

第十三条 法附則第十項の規定による大学に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大正七年旧文部省令第三号第二条第二号により指定した学校
- 二 その他文部科学大臣が大学と同等以上と認めた学校

（高等学校に準ずる学校）

第十四条 法附則第十項の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 旧専門学校入学者検定規程（大正十二年文部省令第二十二号）第十一條の規定により指定した学校

二 大正七年旧文部省令第三号第一条第五号により指定した学校

三 その他文部科学大臣が高等学校と同等以上と認めた学校

附 則（略）

## 5 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布 平成13年12月12日

平成十三年法律第百五十四号

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する

施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 6 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

平成十七年法律第九十一号

### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るために、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養<sup>かん</sup>が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養<sup>かん</sup>に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十二条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

公布 令和元年6月28日

令和元年法律第四十九号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一條第二項及び第十二條第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

### (基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

### (基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

### (視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

### (インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化  
(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

**第十六条** 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第四章 協議の場等**

**第十八条** 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

## 8 柏市立図書館条例

昭和29年9月16日

条例第12号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
柏市立図書館	柏市柏五丁目8番12号

2 図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
柏市立図書館 豊四季台分館	柏市豊四季台一丁目1番111号
柏市立図書館 田中分館	柏市大室249番地の1
柏市立図書館 西原分館	柏市西原三丁目2番48号
柏市立図書館 南部分館	柏市新逆井二丁目5番13号
柏市立図書館 布施分館	柏市布施1196番地の5
柏市立図書館 永楽台分館	柏市永楽台二丁目11番25号
柏市立図書館 増尾分館	柏市増尾三丁目1番1号
柏市立図書館 光ヶ丘分館	柏市光ヶ丘団地200番5号
柏市立図書館 新富分館	柏市豊四季945番地の1
柏市立図書館 高田分館	柏市高田693番地の2
柏市立図書館 根戸分館	柏市根戸467番地
柏市立図書館 新田原分館	柏市東柏二丁目2番15号
柏市立図書館 松葉分館	柏市松葉町四丁目11番地
柏市立図書館 藤心分館	柏市藤心四丁目1番11号
柏市立図書館 沼南分館	柏市大島田440番地1
柏市立図書館 高柳分館	柏市高柳1652番地10
柏市立図書館 こども図書館	柏市大島田48番地1

(職員)

第3条 図書館に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 図書館法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は15人以内とし、協議会の委員の任命の基準は次に掲げる者の中から任命することとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則 抄

##### 附 則（平成24年条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の第4条第2項の基準により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

## 9 柏市立図書館条例施行規則

昭和57年11月20日

(教) 規則第14号

### (趣旨)

第1条 この規則は、柏市立図書館条例（昭和29年柏市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「図書館資料」とは、図書、視聴覚資料、記録その他必要な資料をいう。

2 この規則において「電子書籍」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をという。)であって、インターネットの利用その他の方法により利用が可能な書籍として、教育委員会が指定するものをいう。

3 この規則において「図書館資料等」とは、図書館資料及び電子書籍をいう。

### (業務)

第2条の2 柏市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する業務を行う。

### (開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
図書館	午前9時30分から午後5時まで。ただし、水曜日、木曜日又は金曜日であって国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たらない日は、午前9時30分から午後7時まで
図書館分館（沼南分館、高柳分館及びこども図書館を除く。）	午前10時から午後5時まで
図書館分館（沼南分館、高柳分館及びこども図書館に限る。）	午前9時30分から午後5時まで

### (休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
図書館及び図書館分館（豊四季台分館及びこども図書館に限る。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときを除く。） 2 1月1日から同月4日まで及び1月28日から同月31日まで 3 特別整理期間（年間14日以内で教育委員会が別に定める日をいう。以下同じ。）
図書館分館（豊四季台分館及びこども図書館を除く。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、第3月曜日に限る。） 2 1月1日から同月4日まで及び1月28日から同月31日まで 3 特別整理期間

(図書館資料の紛失等の届出及び賠償)

第5条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、図書館資料を紛失し、汚損し、又は破損したときは、図書館資料紛失等届を教育委員会に提出するとともに、当該紛失し、汚損し、又は破損した図書館資料と同種の物（同種の物によることができない場合にあっては、当該図書館資料に相当する物又は相当の代価）により賠償しなければならない。

(館内利用)

第6条 利用者は、係員の指示に従うとともに、所定の場所において利用しなければならない。

(個人貸出し)

第7条 図書館資料等の個人貸出し（第11条に規定する団体貸出し以外のものをいう。）を受けようとする者は、教育委員会に利用者登録申込書を提出するとともに、本人であることを証明する書類を提示し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは、市内に居住し、通勤し、又は通学している者に対して交付する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用カードの失効等)

第8条 利用カードは、交付の日以降利用しない日が引き続き3年に達したときは、その日限り失効するものとする。

2 利用カードの交付を受けた者は、利用者登録申込書の記載事項に変更があったとき又は利用カードを紛失し、若しくは破損したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書館資料等の貸出冊数は、1人につき、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、第1号及び第3号については、1人につき、合計して10点以内とする。

(1) 図書 10冊以内

(2) 視聴覚資料 2点以内

(3) 記録その他必要な資料 10点以内

(4) 電子書籍 2点以内

2 図書館資料等の貸出期間は、2週間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、図書館資料等の貸出しを受けた者から当該図書館資料等の貸出期間の末日までに貸出期間の延長の申出があった場合で、当該図書館資料等について他に貸出しを希望している者がないときは、当該申出のあった日から2週間を限度として貸出期間を延長することができる。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、教育委員会は、第2項に規定する貸出期間（前項の規定による貸出期間の延長をした場合は、当該延長後の貸出期間）の末日後相当の期間を経過しても図書館資料を返却しない者に対しては、当該図書館資料を返却するまでは、新たな図書館資料の貸出し及び貸出期間の延長を行わないことができる。

(貸出しの制限)

第10条 教育委員会は、館外への貸出しを行わない図書館資料を指定することができる。

2 前項に規定する図書館資料の貸出しを希望する者は、教育委員会に特別貸出申込書を提出し、承諾を受けなければならない。

(団体貸出し)

第11条 教育委員会は、市内の官公署、学校、社会教育関係団体その他の団体に対する貸出し（以下「団体貸出し」という。）をすることができる。

2 団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を受けなければならぬ。

3 団体貸出しの貸出冊数は1団体につき200冊以内とし、その貸出期間は1か月とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(宅配等による貸出し)

第12条 教育委員会は、身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対し、図書館資料を宅配又は郵送により貸し出すことができる。

(寄贈の手続)

第13条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、一般の利用に供することができる。

2 図書館資料を寄贈しようとする者は、教育委員会に寄贈申込書を提出し、承諾を得なければならぬ。

(図書館協議会)

第14条 条例第4条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則 抄

附 則（令和4年教育委員会規則第17号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月24日から施行する。

(柏市教育委員会行政組織規則の一部改正)

2 柏市教育委員会行政組織規則（昭和54年柏市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2市立図書館の項サービス担当の目第6項から第8項までの規定中「図書館資料」を「図書館資料等」に改める。

# 10 柏市立図書館資料等複製物提供要領

制定 平成24年6月1日

施行 平成24年6月1日

## 1 趣旨

この要領は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号の規定により市立図書館が行う図書館資料の複製物（以下「複製物」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 複製

この要領において複製できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 著作権法第31条第1項に規定する図書館資料
- (2) 著作権法第2条第1項第10号の3に規定するデータベース
- (3) 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で位置づけたもの。
- (4) 国立国会図書館及びガイドラインに準拠しない図書館等の複製については、該当館の規定による。

## 3 複製作業

複製にあたっては、著作権法第31条に基づき、職員が作業または監督にあたる。

## 4 申込書の提出

複製物の提供を受けようとする者は、申込書を教育委員会に提出するものとする。

## 5 実費徴収

複製物の提供にあたっては、1枚（A3判、B4判、A4判及びB5判）につき白黒10円、カラー40円の実費を徴収する。

## 6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

# 1 1 柏市身体障害者等資料貸出要領

制定 平成26年11月1日

施行 平成26年11月1日

## 1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第12条の規定による身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対する図書及び視聴覚資料（以下「図書館資料」という。）の貸出しに關し必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象者

規則第12条の規定による図書館資料の貸出しを受けることができる者は、本市に居住している者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重度身体障害者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく郵便の在宅投票が認められる程度の障害を有する者をいう。）
- (2) ねたきりの状態が続いている者、介添えがなければ日常生活に著しく困難を來す者
- (3) 教育委員会が特に必要と認める者

## 3 利用者の登録

図書館資料の貸出しを受けようとする者は、教育委員会に次に掲げる事項を届け出て、その登録を受けなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) その他必要な事項

## 4 利用の申込

前項の規定による登録を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、電話、ファクシミリ又は郵便等により申し込まなければならない。

## 5 経費の負担

図書館資料の貸出し及び返却に要する経費は柏市立図書館において負担する。

## 6 貸出冊数及び期間

図書館資料の貸出しあは、1人につき図書は10冊以内、視聴覚資料ごとにそれぞれ3点以内とし、貸出期間は1か月以内とする。

## 7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

# 1 2 図書館資料選定会議設置要領

制定 平成20年9月10日

施行 平成20年9月10日

## 1 目的

この要領は、柏市立図書館における図書館資料の選定業務の円滑化を図るため、図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 選定会議

(1) 選定会議は、図書館サービス担当リーダーを長とし、一般図書、児童図書の各担当で図書館長が指名した職員により開催する。

(2) 選定会議の開催日を一般図書担当は毎週水曜日、児童図書担当は毎月第2・4木曜日とする。

## 3 選定資料

選定会議で行う図書館資料の内容は、次のとおりとする。

### (1) 一般図書担当

- ・一般図書全般
- ・障がい者用資料
- ・参考図書
- ・郷土・行政資料
- ・逐次刊行物（新聞及び雑誌）
- ・視聴覚資料

### (2) 児童図書担当

- ・児童図書全般
- ・参考図書
- ・郷土・行政資料
- ・逐次刊行物（雑誌）
- ・視聴覚資料

## 4 選定方針

図書館資料の選定方針は、別に定める「柏市立図書館資料収集方針」に基づき行うものとする。

## 5 資料の購入

図書館資料の購入は、選定会議で選定し、館長がこれを決定する。

## 6 補則

この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成20年9月10日より施行する。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

# 1 3 柏市立図書館団体貸出取扱要領

制定 平成28年4月1日

施行 平成28年4月1日

## 1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則第11条の規定による団体貸出し（以下「団体貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象

団体貸出しは、市内の官公署、学校、社会教育団体、その他の団体を対象とする。

## 3 利用カードの交付等

- (1) 団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を得て、利用カードの交付を受けることができる。
- (2) 団体の代表者が交替又は申込内容に変更が生じた場合は、団体貸出利用変更届を提出するものとする。

## 4 貸出し対象資料

貸出し対象の資料は、視聴覚資料以外の図書館資料（以下「図書」という。）とする。

## 5 図書の貸出

- (1) 利用する団体が図書の貸出しを受ける場合は、事前に団体貸出利用申請書を提出するものとする。
- (2) 図書の貸出しは、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び休館日を除く日とする。

## 6 貸出冊数及び期間

団体貸出しの貸出冊数は、1団体につき200冊以内（視聴覚資料は除く）とし、利用期間は1か月以内とする。ただし、教育委員会が認めたときはこの限りではない。

## 7 図書の管理等

- (1) 団体貸出しを受ける者は、教育委員会の指示に従い、代表者は、図書の保管及び運用についてその責任を負うものとする。
- (2) 図書の運搬は、登録団体が行い、運搬に要する箱等は、団体が用意することとする。

## 8 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

# 1 4 柏市立図書館寄贈資料に関する取扱い基準

制定 平成26年7月1日

施行 平成26年7月1日

## 1 趣旨

この基準は、柏市立図書館に寄贈申出があった資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 取扱い方針

取扱いに際しては、次に規定する項目に基づき行うものとする。

- (1) 受領の際には、柏市立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に準拠したもののみを受領する。

- (2) 受領の際には、受領後の処理判断を館長に一任することを寄贈申出者が了承したうえで受領する。

## 3 受領することができる資料

- (1) 「収集方針」に準拠し、原則として出版後、5年以内のものを受領する。

- (2) 郷土に関する図書・古文書・パンフレット類・雑誌等は、出版年に関わらず受領することを原則とする。

- (3) その他、館長が必要と認める資料

## 4 受領しない資料

「収集方針」に準拠するものであっても、次の資料は受領しない。

- (1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした内容の資料

- (2) 既に蔵書として登録してあるものと同一資料で、複本として受領する必要性を持たない資料

- (3) 新聞・雑誌・パンフレット等で資料的価値を持たない資料

- (4) 汚損、毀損又は書き込みのある資料

- (5) 時間の経過により内容が古くなり、資料的価値の無くなった資料

- (6) 視聴覚資料及び視聴覚資料が附属資料として附いている資料。ただし、地域資料として収集・保存する価値のあるもの及び官公庁が刊行する公共的価値のあるものは除く。

- (7) その他、館長が必要と認めない資料

## 5 受領の条件

次に掲げる項目を条件として受領する。

- (1) 2(2)の条件が了承できない場合には、受領しないで返却する。

- (2) 図書館に予告なく郵送等により寄贈された場合には、寄贈の意思が確認できる書類等があるか、または取扱いの条件がないか確認し受領する。

- (3) 寄贈資料の取扱い上の条件（蔵書としない場合は寄贈しない等）がある場合には、受領しないで返却する。

## 6 受領の手続き

「図書館資料等寄贈申込書」に記入のうえ資料とともに提出されたものを受領する。ただし、大量に資料がある場合には、事前にリストの提出を求めることができる。

## 7 受領後の取扱い

- (1) 受領した寄贈資料は、「収集方針」「柏市立図書館資料除籍基準」に照らし合わせ、選定会議で蔵書とするものを選択し、館長の決裁により決定する。

- (2) 藏書とする資料について、必要のあるものは寄贈礼状を送付する。
- (3) 藏書とする資料は、資料コード、分類ラベル等を貼付し、寄贈受入登録をする。
- (4) 藏書としない資料は、リサイクル資料または廃棄処分とする。
- (5) 「図書館資料等寄贈申込書」及び寄贈資料の添付文書は別に5ヶ年保存する。

#### 附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

# 1 5 柏市立図書館貸出停止基準

制定 平成26年10月1日

施行 平成26年10月1日

## 1 趣旨

この基準は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第9条第4項に規定する図書館資料の貸出停止について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 貸出停止の対象者

柏市教育委員会（以下教育委員会という）は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）利用者のうち、図書館資料を貸出期間の末日から4週間経過しても返却しない利用者に対し、貸出しを停止することができる。

## 3 貸出停止の例外

教育委員会が、貸出停止の対象外とすることに相当の理由があると認めた場合は、貸出しの停止を行なわないものとする。

## 4 貸出停止の解除

次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は貸出停止を解除するものとする。

- (1) 貸出停止を受けることになった資料を賠償したとき。
- (2) その他、教育委員会が貸出停止を解除することを適当と認めたとき。

## 5 督促

教育委員会は貸出期間を過ぎても返却しない利用者及び図書館資料を亡失又は毀損し、賠償する旨の届出をしたにもかかわらず、賠償をしない利用者に対し、資料の返却及び賠償を求めるために督促を行なう。

## 6 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

# 1 6 柏市立図書館利用者用インターネットパソコン利用規約

制定 平成20年10月1日

施行 平成20年10月1日

## 1 趣旨

この規約は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者用に設置するインターネットパソコン（以下「パソコン」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

## 2 目的

端末は、出版・流通情報及びインターネット上にある各種データベースのうち調査研究に資する情報にアクセスできる環境を利用者に提供することにより、学習支援をすることを目的とする。

## 3 利用の範囲

利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 柏市ホームページの閲覧（柏市が開設する全てのサイトを含む。）
- (2) 図書館の蔵書検索
- (3) 図書館が選定した情報サイトの閲覧
- (4) その他調査研究のために必要なホームページの閲覧
- (5) 図書館所蔵の視聴覚資料の視聴

## 4 利用者

利用者は、図書館の利用カードの交付を受けた小学生以上の者とする。

## 5 利用時間

パソコンの利用時間は、図書館の開館時間内において利用者一人につき1回当たり30分以内とする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、利用時間を30分を限度として延長することができる。

## 6 利用手続

パソコンを利用しようとする者は、利用しようとする日に、受付カウンターに利用カードを提示して申し出なければならない。

## 7 職員の補助

図書館の職員は、必要に応じて、パソコンの利用者に対し、操作方法の説明その他必要な補助をするものとする。ただし、当該利用者の依頼を受け、情報を検索することはしない。

## 8 利用料

パソコンの利用に係る費用は、無料とする。

## 9 利用制限

利用者は、パソコンの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) E-MAILの送受信、掲示板等への書き込み、ショッピング、ゲームなど、閲覧以外の行為
- (2) 画面のプリントアウト
- (3) 3項の(5)に挙げたものを除く映像資料、録音資料の視聴
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード
- (5) 外部記憶メディアの接続
- (6) カメラによる画面の複写
- (7) 有料サイトや公序良俗に反すると判断されるホームページへの接続

(8) 図書館のパソコンへのデータ保存, 設定の変更等ハードディスクへの書き込み行為

#### 1.0 利用者の責任

利用者が不正な操作等により, 機器やデータ等に損害を与えた場合には, 利用者はその責任を負うものとする。

#### 1.1 利用の中止

図書館長は, 利用者がこの規約に違反した場合には, 利用を中止させることができる。

#### 1.2 その他

この規約に定めるもののほか, パソコンの利用について必要な事項は, 図書館長が別に定める。

#### 附 則

この規約は, 平成20年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は, 平成25年11月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は, 平成27年6月1日から施行する。

# 1 7 柏市立図書館無線 LAN サービス利用規約

## (ジェイコム [共用 Wi-Fi サービス] 利用規約)

制定 令和2年9月1日  
施行 令和2年9月1日

### (利用規約の適用)

第1条 柏市立図書館は、この「柏市立図書館無線 LAN サービス利用規約（以下「利用規約」という。）」に基づき、柏市立図書館が設置した機器による無線 LAN インターネット接続サービス（以下「端末接続サービス」という。）を提供します。端末接続サービスの利用にあたっては、利用規約を了承したものとする。

### (サービスの目的)

第2条 端末接続サービスは、柏市立図書館利用者に対し、資料の検索、情報の収集、文書作成などの利便性向上を図るために提供するものとする。

### (サービスの対象者)

第3条 柏市立図書館本館内での利用について、2に掲げる目的のために接続機能を搭載した端末を使用する者を対象とする。

### (サービスの内容)

第4条 端末接続サービスは IEEE802.11a/b/g/n 規格を用い、利用者持参端末を無線 LAN でインターネットに接続する無料サービスであり利用できるインターネットのサービスは次のとおりとする。

- (1) インターネットエクスプローラーなどのブラウザによるホームページ閲覧
- (2) メールの送信や受信
- (3) 資料ファイルなどのダウンロード

注1) すべての端末で接続できることを保証するサービスではない。

注2) 柏市立図書館では、接続に関するサポートは行わない。

注3) 上記のサービスを無制限で使用できるものではない。回線の状態などにより通信量に制限がかかる場合がある。

### (利用時間・場所)

第5条 端末接続サービス提供時間は、柏市立図書館本館の開館時間とする。利用場所は、2階の参考資料室、読書席、第2会議室とする。

### (利用手続き)

第6条 端末接続サービスを利用する場合は、SSDIを選択、フォームに有効なメールアドレスを入力し当該メールアドレスに送付されたメッセージ内のリンクにアクセスするものとする。接続方法は、別紙接続ガイドを参照するものとする。

### (無線 LAN 利用のための準備等)

第7条 サービス利用者は無線 LAN の利用にあたり、無線 LAN への接続機能を搭載した端末、電源、Web ブラウザ等はサービス利用者自身が用意するものとする。なお、無線 LAN への接続端末については、利用者自身でセキュリティ対策を行うものとする。

### (禁止事項)

第8条 無線 LAN サービスの利用にあたり、次の行為と柏市立図書館が認める場合は使用を禁止す

る。

- (1) 他者の著作権、財産、プライバシーその他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (2) 他者を誹謗、中傷する行為、公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為、又は公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
- (3) 上記(1)、(2)の他、他者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (4) 第三者になりすまして、端末接続サービスの利用手続きを行う行為、又は端末接続サービスを利用する行為
- (5) 端末接続サービスの接続SSID及び接続パスワードを不正に利用する行為
- (6) 端末接続サービスの運営を妨げ、若しくはその信用を毀損（きそん）する行為
- (7) 利用手続きを行わずに端末接続サービスを利用しようとする行為
- (8) 端末接続サービスの機器に障害を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (9) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール等を送付する行為
- (11) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送信する行為
- (12) その他、柏市立図書館が不適切と判断する行為

（利用承認の取り消し）

第9条 利用者が第8条各項に該当する行為や本規約に違反した場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の端末接続サービスの利用を停止又は取り消しすることができる。また、無線LANの利用中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、柏市立図書館は一切の責任はないものとする。なお、利用中止者の次回以降の利用を禁止するものとする。

（サービスの品質と免責事項）

第10条 端末接続サービスは、J:COM回線を用い、小規模インターネット接続として標準的な構成で提供する。通常用いられる程度のセキュリティ対策（外部からの侵入防止対策、接続端末間の通信の制限など）を実施しているが、無線LANサービスに瑕疵のないことを保証するものではない。このため、柏市立図書館は、無線LANサービスの利用者（以下「利用者」という。）に対し、下記に示すものその他一切の賠償責任を負わないものとします。

- (1) 柏市立図書館は、無線LANサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- (2) 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピューター等のコンピューターウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、柏市立図書館は一切責任を負わないものとする。
- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず当該利用者が費用を負担するものとする。
- (4) 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ウェブブラウザ等により、無線LANを利用できない場合があっても柏市立図書館は一切責任を負わないものとする。
- (5) 利用者が無線LANを利用したことにより他の利用者や第三者との間に紛争等が生じた場合は、利用後であっても、全て利用者個人が法的責任を負うものとし、柏市立図書館は一切の責任

を負わないものとする。

- (6) 柏市立図書館は無線L A Nの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができる。  
(通信履歴の保管)

第11条 通信業者は、利用者の通信履歴（以下「通信履歴」という。）を一定期間保管する。計数的なもの以外の通信履歴は、法令により開示を求められた場合や裁判所又は警察等の公的機関から要請に基づいて書面による正式な協力要請等があった場合を除いて、他の第三者のいずれにも公開しないものとする。

（端末接続サービスの停止及び中止）

第12条 端末接続サービスは保守点検の場合等、予告なく停止する場合がある。また、端末接続サービスを中止する場合がある。

（その他）

第13条 柏市立図書館は本サービスに関し、次の各項を行う場合があるものとする。

- (1) 柏市立図書館は利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更する場合がある。また、利用規約に記載されていない点についても、必要に応じて運用ルールを定めることがある。  
(2) 本サービス向上のため、利用に関するアンケートを実施する場合がある。

# 18 柏市立図書館資料収集方針

制定 令和3年4月1日

施行 令和3年4月1日

## (目的)

第1条 この方針は、柏市教育委員会が別に定める図書館の基本理念の実現のため、柏市立図書館の資料の収集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 資料の収集にあたっては、次を基本方針とする。

- (1) 市民の学びと生きる力を養うことを支える資料を収集する。
- (2) まちや地域の魅力を生み出す活動を支える資料を収集する。
- (3) 地域情報の把握と収集に努め、柏市に関する専門図書館としての責務を果たす。
- (4) 図書館利用に係る障壁をなくしていくために、技術の進歩・普及に留意し、資料を収集する。

## (留意事項)

第3条 資料を選定する際には、次に留意する。

- (1) 資料費と収容能力に限りがある中で、全分野にわたり基礎的・入門的なものから専門的なものまでバランスよく収集するよう努める。
- (2) 中立・公平な立場に立って選書を行う。
- (3) 特定分野への集中的なリクエストにより蔵書構成のバランスを損なわないよう留意し、複本についても抑制する。
- (4) 陳腐化・変化の速い分野については、最新の情報を提供できるように努める。
- (5) 客觀性・科学的根拠・情報の新しさを考慮し、より正確な情報を提供できる資料を優先する。
- (6) 技術の進歩や社会情勢の変化により必要となる新たな知識や技能の習得（学び直し）の支援に努める。
- (7) リクエストに現れない潜在的な利用者や将来の利用者のニーズの予測に努める。
- (8) 地域の発展や活動を記録した資料が世代交代等により失われている。これらの資料を収集し、次世代に伝える役割を担う。
- (9) 積極的に地域に入り、地域の特色に基づいた資料・情報の収集に努める。
- (10) 分館が多くある特長を活かし、各分館毎に周辺地域の資料(ふるさと協議会や町会等の地域活動等を記録した資料)の保存・提供に努める。
- (11) 利用上の障壁を解消するために、技術の進歩・普及に合わせて、資料の形態や提供方法を選択する。
- (12) 近隣の図書館及び関係機関の蔵書に留意する。
- (13) 社会経済状況や地域の特長、蔵書の状況等を整理した上で、年次収集計画を定める。

## (収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は次のとおりとする

- (1) 図書（一般図書・参考図書・児童図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- (3) 官公序出版物
- (4) 地域資料

- (5) 視聴覚資料
- (6) 障がいのある方のための資料
- (7) 学校支援資料
- (8) 外国語資料
- (9) 電磁的記録情報
- (10) マンガ
- (11) その他必要と認められる資料

(種類別の収集方針)

第5条 資料の種類別収集方針については次のとおりとする。

(1) 図書

- ア 一般図書は、基本方針に基づき、基礎的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。
- イ 参考図書は、市民・事業者等の日常の調査研究のために必要な辞典、辞書、事典、年表、年鑑、目録、図鑑、地図、資料集、法令集等を幅広く収集する。
- ウ 児童図書は、読書習慣の形成や読解力を養うことに役立つ図書や探求心を満たし、調べることに役立つように、各分野の図書を幅広く収集する。

(2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）

- ア 新聞は、主要全国紙及び地元の地方紙を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集に努める。なお、専門紙及び機関紙については、必要に応じて収集する。
- イ 雑誌は、幅広い分野にわたり、児童及び青少年向きのものも含めて収集する。マンガ雑誌は、原則として収集しない。別冊及び増刊号は必要に応じて収集する。
- ウ 年鑑及び年報は、一般図書又は参考図書として収集する。

(3) 官公庁出版物

- ア 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。
- イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。
- ウ 収集にあたっては、インターネットで公開されている資料であるかどうかも考慮する。

(4) 地域資料

- ア 柏市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、会報、地図、写真等を可能な限り収集する。
- イ 柏市に関わりのある著者の資料及び千葉県に関する資料は、図書等を中心に可能な限り収集する。
- ウ デジタル化  
希少な地域資料の原本を保存し、次世代に残すため、また、利活用につなげるためにデジタル化を行う。

(5) 視聴覚資料（C D・D V D等）

- ア C Dは、クラシック、ポピュラー、民族音楽、落語等の基本的作品及び代表的演者の作品を中心収集する。
- イ D V Dは、ドキュメンタリー、映画、アニメーション、諸芸当、一定の評価を得ている作品を広範に収集する。なお、原則として、館外貸出の許諾を得られないD V Dは、収集対象にしない。

(6) 障がいのある方のための資料

ハンデキャップに応じた資料を収集する。収集にあたっては、技術の進歩・普及に合わせて媒体・

形態を選択する。

(7) 学校支援資料

利用頻度が少なく各学校で揃えることが困難な資料及び地域学習等で使用する学校周辺の地域資料を中心に収集する。収集にあたっては、学校との連携を図りながら充実を図っていく。

(8) 外国語資料

日本文化の理解や地域での生活に役立つ資料を収集する。

(9) 電磁的記録情報

地域資料については、デジタル情報についても積極的に収集する。

(10) マンガ

評価が定まっているものを、必要に応じて、収容能力も考慮して収集する。

(11) その他必要と認められる資料

上記(1)～(10)に定めるもののほか、必要に応じて収集する。ただし、極めて高度な専門書・学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

(資料収集方法)

第6条 資料の収集方法は、購入を原則とし、必要とする資料の収集に最も適した方法により行うものとする。特に前条第4号に規定する地域資料については寄贈の活用の他、地域との連携を図りながら収集するものとする。

(収集した資料の活用)

第7条 収集した資料の活用に当たっては、第2条の基本方針を踏まえ、学校教育、社会教育との連携を図り、本市の地域づくり活動につなげよう努めるものとする。

(資料選定会議)

第8条 収集する資料は、この方針に基づき図書館員で構成する資料選定会議を経て図書館長が決定する。

(収集方針の公開及び見直し)

第9条 この収集方針は、広く市民に公開する。また、社会経済状況や価値観が変化し続けていくことを考慮し、常に検討を重ね、必要に応じて見直すものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和3年4月1日から施行する。

(旧収集方針の廃止)

2 次に掲げる方針は廃止する。

柏市立図書館資料収集方針（平成20年10月16日施行）

# 19 柏市立図書館資料除籍基準

制定 昭和59年3月1日

施行 昭和59年3月1日

## (目的)

第1条 この基準は、柏市立図書館における図書館資料の除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 書架の合理的な運営を図り、利用しやすい蔵書構成を維持するために、図書館資料の除籍を行う。

## (除籍対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 亡失

- ア 資料点検の結果所在不明となった資料で3年以上所在不明のもの
- イ 貸出資料のうち督促等の努力をしたにもかかわらず3年以上回収不能なもの
- ウ 利用者が紛失、汚損又は破損した資料で現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害、その他事故などにより亡失したもの

### (2) 不用

- ア 汚損、破損が著しく、補修が不可能な資料で、同類資料のあるもの
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料価値のなくなったもの
- ウ 利用が著しく低下し、新たな資料で代替できるもの
- エ 不必要となった複本

### (3) 数量更正

資料を分冊または合冊し、資料数が増減するもの

## (除籍対象外資料)

第4条 次の各号に掲げる資料については、原則として除籍の対象としない。

- (1) 地域資料で複本がないもの
- (2) 入手が困難で、資料価値の高いもの

## (除籍の決定)

第5条 除籍の決定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 除籍にあたっては、除籍基準に基づき除籍資料の選定を行うものとする。
- (2) 館長は、前号の選定結果に基づき除籍を決定するものとする。

## (除籍処理)

第6条 除籍を決定した資料の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館資料マスターを抹消する。
- (2) 除籍図書館資料明細書を作成する。
- (3) 図書館資料の図書番号（バーコード）を抹消する。

## (委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、図書館資料の除籍に関する事項については、館長が別に定める。

## 附 則

この基準は、昭和59年3月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

# 20 柏市立図書館マンガ取扱基準

制定 平成25年 2月 1日  
施行 平成25年 2月 1日  
改定 令和 5年 7月 1日

## 1 趣旨

この基準は、令和3年4月1日制定の「柏市立図書館資料収集方針」に基づき、マンガの具体的な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この基準において「マンガ」とは、マンガ表現そのものを楽しむことを目的に製作されたマンガ資料を対象とし、ひとコマ又は数コマで表現されているものもこれに含める。

## 3 マンガの所蔵館

マンガは多巻にわたるものが多く、広い開架スペースが必要であるため、旧柏市と旧沼南町との合併時においてすでにマンガを所蔵していた沼南分館と高柳分館でのみの所蔵とする。

## 4 選書の対象

次のものはマンガとしての選書対象から除外する。

### (1) 主に児童を対象とした学習マンガ、実用マンガ

例：「まんが きょうりゅうのひみつ」

「まんが 野球入門」

\*児童書として選書する。

### (2) 大人を対象として、マンガという表現方法を用いている実用書

例：「マンガ日本経済入門」

「あたし天使あなた悪魔ー子育てマンガー」

\*各分類の資料として選書する。

### (3) 原画集、イラスト集、ファンブック、原作のダイジェスト版

\*各分類の資料として選書する。

### (4) 月刊・週刊などの雑誌や原作とは別に廉価版として刊行されたペーパーバック等。

なお、マンガに関する評論・研究書等は、一般の図書資料として収集する。

## 5 選書基準

出版形態が多様であること、視覚的効果が高いこと、幅広い年齢層が手に取る資料であることなどを考慮し、次の基準に照らして資料的価値を重視した選書を行うこととする。

### (1) 日本のマンガ史上、重要とされる作品、各時代を代表する資料的価値の高い作品、社会的評価を得ている作品であること。

### (2) 次のアからウまでの最高賞を受賞したものは積極的に選書する。また、候補に挙がったものも留意する。

ア 手塚治虫文化賞（主催：朝日新聞社）

イ 日本漫画家協会賞（主催：日本漫画家協会）

ウ マンガ大賞（主催：マンガ大賞実行委員会）

エ その他、国内外の賞等で話題になったものには留意する。

オ 出版社主催のマンガに関する賞も複数あるが、いずれも自社刊行 物の受賞率が高く、公平性

が高くないと判断し、選書の対象としない。

(3) 原則として、初出掲載誌等での連載がすでに終了して評価の定まっているものを収集する。ただし、前号に該当する作品については、掲載途中でも選書対象とする。

(例) 「ヒストリエ」、「よつばと！」等（2012年5月現在）

(4) 番外編等が存在する場合は、本編とは独立した作品であると判断し、本編の評価による選書は行わない。

(5) 定評ある作家でも名前だけで選ぶことはせず、個々の作品について検討する。

(6) 視聴覚資料のうちDVDの映画作品との関連を考え、映画の原作になったものには留意する。

(7) 演劇等の他の芸術領域に影響を及ぼしているものには留意する。

(8) テレビアニメ、テレビドラマ等の原作になったとしても、社会的評価や資料的価値と直接結びつくとはいえないもの、それだけで選書の理由としない。

(9) そのマンガが最初に発表されたメディアの種類によって選書対象から除外することはしない。

(10) マンガの視覚的な特性を考慮する。

ア 暴力及び性表現の露骨なものは慎重に選書をする。

イ 反社会的・非道徳的な事柄を扱っているものは慎重に選書をする。

ウ 人間や生命の尊厳を脅かすもの、人権侵害、差別について配慮を欠くと認められるものについては選書の対象としない。

(11) 一つの作品でも、同時期に版の異なるものが出版されている場合は、できるだけ堅牢な作りのものを選書する。また、すでに所蔵となっている作品の違う版は、巻数が異なったり、1巻ごとの区切りが異なることが多く、予約等に混乱を来たすので選書しない。

例：下表中、◎を所蔵

「ドラゴンボール」鳥山明／作	ジャンプコミック版 完全版◎
「三国志」横山光輝／作	希望コミックス版◎ 潮漫畫文庫版 ハードカバー版

(12) 選書する際には、可能な限り初出の大きさの版、もしくはコミックサイズ（高さ約18cm）とすること。文庫本サイズ（高さ約15cm）は、他に選択肢が無い場合のみ選書する。

(13) 所蔵の多数巻マンガの一部が絶版となったため、破損汚損などによる買い替えができない場合は、第11号と同じ理由から全巻揃えることができる違う版のもので、全巻を買い替える。

(14) 著作者（漫画家、原作者）が柏市在住、出身である場合は、作品を選書対象とする。

## 6 提供方法、リクエスト、複本数について

(1) マンガは多巻にわたるものが多いが、複数巻をまとめて1冊とみなして貸出（以下、「一括貸出」という）を行うことは、次の理由により当分の間行わない。

ア 一括貸出したうちでの、返却漏れ（一部の延滞など）が発生した場合の対処が困難である。

イ 一括貸出を行う資料と行わない資料の区分けが困難である。

ウ 一括貸出を望まない利用者への対応が困難である。

(2) 次の理由により、所蔵していないマンガへの利用者からのリクエストは受け付けない。

ア マンガは、比較的新しい版年のものでも品切れや絶版が多く、特に巻数が多いものは入手困難な場合が多い。

イ 選書等に一定の時間が必要であることと、他自治体から相互貸借による貸出を受けられない

ことから、多様なリクエストに応えることが困難である。

- (3) マンガは刊行後時間がたつと補充困難なものが多いため、予約が集中しても、資料の予約多数図書の複本補充のルールは適用しない。補充可能なものであっても、複本数は資料的価値、予算、配架スペース等から最大でも柏市立図書館内のマンガ所蔵館2館（沼南分館、高柳分館）に各1冊ずつとする。
- (4) マンガは、相互貸借での貸出の対象外とする。ただし、マンガ所蔵館での欠本による要請には応える。

## 7 保存、除籍について

- (1) マンガは製本が堅牢でないものが多いとされ、利用が頻繁なため傷みやすい。破損汚損の激しい資料は除籍を行い、必要なものについては補充する。補充が困難なものも多いため、除籍の際には出版状況を確認するよう留意すること。
- (2) 資料的価値の高い作品で、絶版になったもの、版型を変えて出版される可能性もないものは、保存を検討する。

## 8 書誌について

- (1) マンガの書誌は、自館作成<sup>著</sup>MARCとTRCMARCが存在する。タイトルによっては、発売後しばらく経過した後TRCMARCが作成されるものもある。
- (2) 第5号2項の受賞作品の書誌に、該当賞の名称、年度(回)の記載がない場合は、適宜追記する。

## 9 その他

この基準は、柏市立図書館及びマンガを取り巻く社会情勢の変化を考慮し適宜改定を行う。

## 附 則

この基準は、平成25年 2月 1日から施行する。

この基準は、令和 5年 7月 1日から施行する。



---

## 令和7年度 図書館年報

令和7年8月1日発行

編集・発行 柏市教育委員会  
柏市立図書館

〒277-0005

柏市柏5丁目8番12号

TEL. 04 (7164) 5346

---

